官報
（号外）
内閣府
発行
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産二）　六
〔法規的告示〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示（厚生労働六）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○厚生労働省令第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項及び第八十五条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　職業リハビリテーションの推進 第一節～第三節　（略） 第四節　職業リハビリテーションに関する事項についての援助（第四条の十一の二） 第三章～第五章　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　職業リハビリテーションの推進 第一節～第三節　（略） （新設） 第三章～第五章　（略） 附則
第二章　職業リハビリテーションの推進 （法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）	**第二章**　職業リハビリテーションの推進 （法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）
第四条の九　法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター（法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。第四条の十一の二及び第二十条の二において同じ。）、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。	**第四条の九**　法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。
第四節　職業リハビリテーションに関する事項についての援助	（新設）
（基礎的研修）	（新設）
第四条の十一の二　雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（第二十条の二において「基礎的研修」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。 一　法第二十条第四号及び第二十二条第五号の規定に基づき、障害者職業総合センター（法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センターをいう。第二十条の二において同じ。）及び地域障害者職業センターが行う研修であつて、雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修 二　前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める研修	（新設）
（職場適応援助者助成金）	（職場適応援助者助成金）
第二十条の二　職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。 一　法第四十九条第一項第四号の二イの社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、次に掲げる事業を行うもの（当該事業を適切に行うことができると機構が認めるもの（以下「認定社会福祉法人等」という。）に限る。） イ　障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であ	**第二十条の二**　職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。 一　法第四十九条第一項第四号の二イの社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下この項及び第二十五条の二第一項において「社会福祉法人等」という。）であつて、障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者（法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものに限る。）その他職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（以下この条において「地

ると認められるものに限る。以下この項において同じ。）である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（上級職場適応援助者（次項に規定する上級職場適応援助者をいう。以下この項において同じ。）（訪問型職場適応援助者（第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものに限る。以下この号並びに第三号ヘにおいて同じ。）が作成した計画又は社会福祉法人等の訪問型職場適応援助者が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）の作成に係る事業

ロ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（上級職場適応援助者が作成した計画に限る。第三号ロにおいて同じ。）の作成に係る事業

ハ　障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（認定社会福祉法人等が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ハにおいて同じ。）の承認に係る事業

ニ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（認定事業主（次号に規定する援助を適切に行うことができると機構が認める事業主をいう。ヘ及び第三号ヘにおいて同じ。）が作成し上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ニにおいて同じ。）の承認に係る事業

ホ　障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は認定社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ホにおいて同じ。）に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助に係る事業

ヘ　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号ヘにおいて同じ。）に基づき認定事業主の企業在籍型職場適応援助者（第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者をいう。以下この項及び次項において同じ。）とともに行う上級職場適応援助者による援助に係る事業

二　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センター、認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等若しくは事業主の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。次号トにおいて同じ。）に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）

三　次のいずれかに該当するもの（加齢に伴つて生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた障害者である労働者（三十五歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）の継続雇用のため、次のいずれかの措置を行うことが必要であり、かつ、当該措置を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）

イ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成に係る事業を行うもの（地域障害者職業センター」という。）が作成した計画、社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画又は一定の実務の経験を有する社会福祉法人等が作成した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）に基づき、訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、研修を修了した者であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。同号イ及び次項において同じ。）による援助の事業を行うもの（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）

二　障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センターが作成した計画又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画に限る。次号ロにおいて同じ。）に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、研修を修了した者であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。同号ロ及び第三項において同じ。）の配置を行う事業主（当該援助を適切に行うことができると機構が認めるものに限る。）

三　次のいずれかに該当するもの（加齢に伴つて生ずる心身の変化により職場への適応が困難となつた障害者である労働者（三十五歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）の継続雇用のため、次のイ又はロの措置を行うことが必要であると機構が認めるものに限る。）

（新設）

ロ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成に係る事業を行うもの

ハ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認に係る事業を行うもの

ニ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認に係る事業を行うもの

ホ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助に係る事業を行うもの

ヘ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき認定事業主の企業在籍型職場適応援助者とともに行う上級職場適応援助者による援助に係る事業を行うもの

ト　（略）

２　上級職場適応援助者は、次に掲げる者のうち、第五項に規定する上級職場適応援助者養成研修を修了したものとする。

一　訪問型職場適応援助者であつて、一定の実務の経験を有するもの

二　企業在籍型職場適応援助者であつて、一定の実務の経験を有するもの

三　基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修又は企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、障害者の雇用契約に基づく就労に係る支援に関する一定の実務の経験を有するもの

３　訪問型職場適応援助者は、職場適応援助者のうち、基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものとする。

４　企業在籍型職場適応援助者は、職場適応援助者のうち、基礎的研修及び企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものとする。

５　上級職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。

一　法第二十条第三号の規定に基づき障害者職業総合センターが行う上級職場適応援助者の養成のための研修

二　上級職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

６　第二項第三号及び第三項の訪問型職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。

一　法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

二　（略）

７　第二項第三号及び第四項の企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

８　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

イ　社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの

（新設）

ロ　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

２　前項第一号の研修は、次のいずれかに該当するものとする。

一　法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次項第一号において「障害者職業総合センター」という。）及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

二　（略）

３　第一項第二号の研修は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

４　（略）

（準用）

第三十六条の十五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第七十四条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第七十四条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「障害者雇用調停会議」と、同条中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条」と、同令第九条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条の十五において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第三十六条の十五において準用する第八条」と、同条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、「法第十八条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項中「法第二十一条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十六条の十五の改正規定は、公布の日から施行する。

（基礎的研修に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第四号及び第二十二条第五号の規定に基づき、障害者職業総合センター（法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センターをいう。）及び地域障害者職業センター（同項第三号の地域障害者職業センターをいう。）が行った雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修を修了した者については、この省令による改正後の第四条の十一の二第一号に規定する基礎的研修を修了した者とみなす。

2　この省令による改正後の第四条の十一の二の規定の適用については、当分の間、同条第二号中「厚生労働大臣」とあるのは「第二十条の二第六項第二号又は第七項第二号に掲げる研修を行う機関によるものであつて、厚生労働大臣」とする。

（訪問型職場適応援助者養成研修及び企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の第二十条の二第二項の訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第三項の企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者については、それぞれこの省令による改正後の第二十条の二第六項に規定する訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第七項に規定する企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者とみなす。

2　この省令の施行の際現に改正前の第二十条の二第二項の訪問型職場適応援助者養成研修を受講中の者であつて、この省令の施行後当該研修を修了したものについては、それぞれこの省令による改正後の第二十条の二第六項に規定する訪問型職場適応援助者養成研修又は同条第七項に規定する企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者とみなす。

（準用）

第三十六条の十五　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第七十四条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第七十四条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「障害者雇用調停会議」と、同条中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあつては、雇用環境・均等室。）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とあるのは「求められた者は」と、同条第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項」と、同項中「法第二十条第一項の」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条の十五において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第三十六条の十五において準用する第八条」と、同条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「障害者雇用促進法第七十四条の八において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（訪問型職場適応援助者及び企業在籍型職場適応援助者に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に訪問型職場適応援助者又は企業在籍型職場適応援助者であるものについては、それぞれこの省令による改正後の第二十条の二第三項に規定する訪問型職場適応援助者又は同条第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者とみなす。

２　この省令による改正後の第二十条の二第二項から第四項までの規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号及び第三項中「基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修」とあるのは「訪問型職場適応援助者養成研修」と、同条第四項中「基礎的研修及び企業在籍型職場適応援助者養成研修」とあるのは「企業在籍型職場適応援助者養成研修」とする。

○農林水産省令第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
新市場創出対策事業費補助金			
新市場創出対策整備費補助金			
（略）			
農業水利施設保全管理推進交付金	（略）	（略）	（略）
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金			
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金			
（略）			
協同農業普及事業交付金			
国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金			
（略）			
林業振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）			
森林整備・林業等振興事業費補助金			
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金			
（略）			
森林整備・林業等振興推進交付金			
国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費補助金			
（略）			

改正前

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
新市場創出対策事業費補助金			
（新設）			
（略）			
農業水利施設保全管理推進交付金	（略）	（略）	（略）
（新設）			
（新設）			
（略）			
協同農業普及事業交付金			
（新設）			
（略）			
林業振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）			
（新設）			
（新設）			
（略）			
森林整備・林業等振興推進交付金			
（新設）			
（略）			

漁業共済事業実施費補助金 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金 （略） 農業農村整備事業費補助 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金（林野庁の所掌に係るものを除く。）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（水産庁の所掌に係るものを除く。）、農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）に限る。） （略）				
二				
（略） 水産基盤整備事業費補助 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金（林野庁の所掌に係るものに限る。）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（水産庁の所掌に係るものに限る。）、地方創生港整備推進交付金、治山事業、海岸事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）に限る。） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

漁業共済事業実施費補助金 （新設） （略） 農業農村整備事業費補助 （新設） （略）				
二				
（略） 水産基盤整備事業費補助 （新設） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和七年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

法規的告示

○厚生労働省告示第六号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第一号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第八項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一～九　（略） 十　前条第一項第三号の助成金　施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月（当該障害者につき施行規則第二十条の二第一項第三号トに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。）	**第五条**　助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一～九　（略） 十　前条第一項第三号の助成金　施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月（当該障害者につき施行規則第二十条の二第一項第三号ロに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。 イ　（略） ロ　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第六項各号に掲げる研修 ハ　（略） 二　（略）	一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。 イ　（略） ロ　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項各号に掲げる研修 ハ　（略） 二　（略）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等（令和三年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等 **第一条**　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する職場適応援助者助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等 **第一条**　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する職場適応援助者助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　施行規則第二十条の二第一項第一号又は第三号イからヘまでに該当する法人に対し支給する助成金　次に掲げる額の合計額（その額が一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円）

イ　訪問型職場適応援助者（施行規則第二十条の二第三項に規定する訪問型職場適応援助者をいう。以下同じ。）が障害者（同条第一項第一号イに規定する障害者のうち精神障害者を除く。ロ及び次条第一号において同じ。）に対し、四時間以上の援助等（次に掲げる援助等をいう。以下同じ。）を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

(1)　施行規則第二十条の二第一項第一号イに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の作成

(2)　同号ロに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の作成

(3)　同号ハに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画の承認

(4)　同号ニに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画の承認

(5)　同号ホに規定する障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき行われる訪問型職場適応援助者による援助

(6)　同号ヘに規定する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき、認定事業主（同号ニに規定する認定事業主をいう。）の企業在籍型職場適応援助者（同条第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者をいう。以下同じ。）とともに行う上級職場適応援助者（同号ヘに規定する上級職場適応援助者をいう。）による援助

ロ　訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額

ハ　訪問型職場適応援助者が障害者（施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する障害者のうち精神障害者に限る。ニ及び次条第二号において同じ。）に対し、三時間以上の援助等を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

ニ　訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助等を行った回数に九千円を乗じて得た額

二　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号トに該当する事業主に対し支給する助成金　次に掲げる額の合計額（施行規則第十九条の二第一項第二号ニ又は同項第四号ハに規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限り、その額が一事業主につき一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において三百万円を超えるときは、三百万円）

イ　企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万円（中小企業事業主（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。ロにおいて同じ。）又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であって、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。ロにおいて同じ。）であって施行規則第二十条の二第一項第三号に該当するもの（同号イからヘまでに該当するものを除く。ロにおいて同じ。）にあっては、八万円）を乗じて得た額

ロ　（略）

2　施行規則第二十条の二第一項第一号又は第三号イからヘまでに該当する法人が、その雇用する労働者に対し、同条第六項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助等を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあっては、前項第一号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

一　施行規則第二十条の二第一項第一号又は第三号イに該当する法人に対し支給する助成金　次に掲げる額の合計額（その額が一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円）

イ　施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する訪問型職場適応援助者（以下「訪問型職場適応援助者」という。）が障害者（同号に規定する障害者のうち精神障害者を除く。ロ及び次条第一号において同じ。）に対し、四時間以上の援助を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

ロ　訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助を行った回数に九千円を乗じて得た額

ハ　訪問型職場適応援助者が障害者（施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する障害者のうち精神障害者に限る。ニ及び次条第二号において同じ。）に対し、三時間以上の援助を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

ニ　訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助を行った回数に九千円を乗じて得た額

二　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに該当する事業主に対し支給する助成金　次に掲げる額の合計額（施行規則第十九条の二第一項第二号ニ又は同項第四号ハに規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限り、その額が一事業主につき一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において三百万円を超えるときは、三百万円）

イ　施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する企業在籍型職場適応援助者（以下「企業在籍型職場適応援助者」という。）が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万円（中小企業事業主（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。ロにおいて同じ。）又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であって、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。ロにおいて同じ。）であって施行規則第二十条の二第一項第三号に該当するもの（同号イに該当するものを除く。ロにおいて同じ。）にあっては、八万円）を乗じて得た額

ロ　（略）

2　施行規則第二十条の二第一項第一号又は第三号イに該当する法人が、その雇用する労働者に対し、同条第二項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあっては、前項第一号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

３　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。

４　（略）

５　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあっては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二条　助成金の対象となる援助の期間は、次の各号に定める期間とする。

一　前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき一年八月を限度とする。

二　前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき二年八月を限度とする。

三　（略）

３　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。

４　（略）

５　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあっては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二条　助成金の対象となる援助の期間は、次の各号に定める期間とする。

一　前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき一年八月を限度とする。

二　前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき二年八月を限度とする。

三　（略）

第四条　指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二に規定する基礎的研修（以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。	一　就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する基礎的研修（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第二十四条の障害者職業カウンセラー又は同法第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの従事者
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第二十四条の障害者職業カウンセラー又は同法第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの従事者	ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律第二十条第三号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第一項第二号の企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第二十四条の障害者職業カウンセラー又は同法第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの従事者
二　（略）	二　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

北海道札幌市中央区北五条西二十六丁目一番七号

特定非営利活動法人くらしサポート・ミニストレーション　清算人　高橋　敏幸

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

札幌市中央区北三条東五丁目五番地

株式会社ＯＨＬ

代表清算人　名郷根　純

解散公告

当社は、令和七年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

北海道釧路郡釧路町南陽台八丁目二四番地

株式会社アトリエナック

代表清算人　鈴木　要

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

北海道旭川市神居一条十九丁目九八番地の一七

株式会社リプロアルカ

代表清算人　坂部　雄太

解散公告

当社は、令和七年十二月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

札幌市清田区平岡八条一丁目一番一〇号

株式会社ケーユニオン

代表清算人　青木　康之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

札幌市白石区北郷八条一〇丁目二番二二号

株式会社郷葉設計

代表清算人　大前　修一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

岩手県気仙郡住田町世田米字田谷二八番地四

有限会社参興電設

清算人　鈴木　芳勝

解散公告

当社は、令和七年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

宮城県亘理郡亘理町字新井町七四番地三

株式会社ｉプロデュース

代表清算人　石垣　秀之

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

宮城県仙台市青葉区郷六字龍沢七―一

青葉電機株式会社

代表清算人　青木喜久子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山形県酒田市宮野浦三丁目九番五五号

砂丘管工有限会社

清算人　齋藤　光子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県川口市芝高木二丁目一五番一六号

有限会社ディ・エム・エム・シー

清算人　青木　政直

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県加須市本町一八番二五号

有限会社恵商事

清算人　石村　和江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県越谷市弥生町七番三号

株式会社米山製作所

代表清算人　米山　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県上尾市緑丘五丁目一七番二六号

有限会社第一工作所

清算人　髙橋　悟

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県草加市谷塚町一一三六番地六

株式会社バサラ

代表清算人　緑川　有香

解散公告

当社は、令和六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目一七番地プレジデント三八―三〇二号

東日本開発株式会社

代表清算人　阿戸トミ江

解散公告

当社は、令和六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目一七番地プレジデント三八―三〇二号

新埼玉産業株式会社

代表清算人　阿戸トミ江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社エーエル

代表清算人　柴原　多

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都大田区仲六郷二丁目三六番六―四〇三号

株式会社七曜

代表清算人　都築　孝則

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

４４４株式会社

代表清算人　澁澤喜一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区港南一丁目八番四〇号Ａ―ＰＬＡＣＥ品川六階

株式会社ネクキャリ

代表清算人　平山　善一

解散公告

当社は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＳＵＮＳＨＩＮＥ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区赤坂四丁目七番一五号光和総合法律事務所内

株式会社ＳＥＥＤ

代表清算人　池内　稚利

解散公告

当社は、令和八年一月九日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番五号

株式会社サン・メディアサービス

代表清算人　河北　金剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一四番七号

ＩＣＨＩＥ株式会社

代表清算人　石塚　愛

解散公告

当社は、令和八年一月九日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都港区六本木一丁目三番三九―二一〇二号

株式会社Ｎ―ＰＡＲＴＮＥＲＳ

代表清算人　和田　光伸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区東神田一丁目四番八―四〇六号

イーグレット株式会社

代表清算人　荒田　謙二

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都大田区東海三丁目七番三号東海ビル三〇七室　一芮株式会社

代表清算人　陸　卓雅

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都板橋区西台四丁目六番一号プリマベーラ二〇三　合同会社エスアール

清算人　颯田　竜士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区九段北一丁目五番九号九段誠和ビル五Ｆ　株式会社ＩＫＳ

代表清算人　大山　優子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都世田谷区羽根木一丁目二二番七号　新日本ランド有限会社

清算人　沖山　裕子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー二三階　株式会社サケネットワークス

代表清算人　武林　聡

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー二三階　株式会社エスデジタルソリューションズ

代表清算人　尾身　修一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一四番七号　ＩＣＨＩＥ合同会社

清算人　石塚　愛

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番地小川ビル五階　一般社団法人エンディングメッセージ普及協会

代表清算人　安田まゆみ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都品川区戸越一丁目三〇番一四号　株式会社大久保工務店

代表清算人　大久保昇一

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都江東区佐賀一丁目一六番三号二〇一―Ｂ　紫楓株式会社

代表清算人　何　妮莎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都府中市府中町一丁目五番地の四府中スカイビル三階　特定非営利活動法人府中リサイクル推進協会

清算人　柴澤　弘一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都豊島区西池袋一―二九―五山の手ビル五Ｆ―Ｄ号室　東屋株式会社

代表清算人　董　亜林

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　一般社団法人ヘレナ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区神宮前五丁目三八番一五号三Ｆ　鈴木エドワード建築設計事務所株式会社

代表清算人　難波　寿治

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都新宿区富久町一五番一号　株式会社倫理審査申請支援センター

代表清算人　八谷　剛史

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿三丁目七番二一―九〇二　株式会社ノニート

代表清算人　竹松　渉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

神奈川県鎌倉市七里ガ浜東三丁目一〇番一三号　有限会社エイムエステート

清算人　北村すみ子

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

横浜市青葉区市ケ尾町四九七番地一五

合同会社エース

清算人　前田　知寛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

石川県金沢市角間町ヌ七番地　金沢大学内

金沢大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

Ｏｓｔｉｃｓ株式会社

代表清算人　中村　尚人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

石川県金沢市笠舞三丁目二番三一号

株式会社ヴェルテブラ昴

代表清算人　三平　佐弓

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福井県勝山市鹿谷町本郷第一七号三三番地

再生館株式会社

代表清算人　西川　清之

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

長野県長野市中曽根二一七七番地一一二

株式会社ムラタ

代表清算人　村田　清

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

岐阜県多治見市西坂町一丁目一七〇番地

株式会社チャンスメーカー

代表清算人　田中　浩二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

岐阜市細畑一丁目三番三号

株式会社華陽工機サービス

代表清算人　中田亜希子

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県豊田市近岡町和合三〇番地

株式会社ゆう＆ゆう建設

代表清算人　小松　征人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛知県海部郡大治町堀之内北二反畑六三二番地一―一〇六

有限会社ノエル

代表清算人　加藤　錦司

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

滋賀県大津市大萱七丁目一〇番一号

株式会社西村測量設計事務所

代表清算人　西村　健治

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

滋賀県野洲市小篠原八二六番地一五

株式会社ｓｗｅｅｐ

代表清算人　瀬尾　淳一

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府摂津市桜町一丁目一四番三号

株式会社サンドライビングスクール吹田

茨木　代表清算人　清水　雅人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府東大阪市高井田中二丁目四番一四号

有限会社ビーワークス

清算人　青木　正行

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府枚方市東香里南町三八番一一号

特定非営利活動法人日本創造力開発センター

清算人　西村　彰夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪市淀川区西中島四丁目三番二一号ＮＬＣセントラルビル一〇階　ＬＥＶ株式会社

代表清算人　徳山健太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪市西成区萩之茶屋二―六―四ニューかめや一六七号室

Ｙ＆Ｙ合同会社

清算人　丸山　毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県宝塚市山手台西一丁目二番一号

合同会社ＳＭＨ

清算人　松村　秀英

解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県明石市魚住町西岡五〇四―二一レーク魚住１―ｃ

株式会社スイミーよく

代表清算人　金沢　翼

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県西宮市名塩木之元一一番九号

宝えび合同会社

代表清算人　大橋　泰子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

神戸市西区玉津町高津橋五一五番地の六

株式会社鹿六

代表清算人　大谷　健男

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県多可郡多可町中区糀屋二二二番地

株式会社ユミックス

代表清算人　梅田　一志

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

奈良県生駒郡安堵町大字窪田一一三四番地の一

株式会社ｍｉＸａｓ

代表清算人　福本　圭志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

広島県庄原市東城町東城一五八番地

帝釈観光株式会社

代表清算人　岩中　富子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

奈良県生駒市高山町八九一六―五　学生宿舎六―二一〇

株式会社Ｉ　ｃｏ.

代表清算人　山﨑　和真

解散公告

当社は、令和七年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県多可郡多可町中区糀屋二二二番地

株式会社ユミックス

代表清算人　梅田　一志

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

広島市佐伯区三宅三丁目二一番二一―一二号

株式会社三興住宅

代表清算人　東久保貴子

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県山口市大内問田四丁目七番二四号

有限会社エクセルコーポレーション

清算人　大島　一徳

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県美祢市伊佐町伊佐三九四七番地

有限会社野原建材店

清算人　野原　敏春

解散公告

当法人は、令和七年十二月十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

香川県高松市香南町横井六一二―五

一般社団法人神舞匠

代表清算人　竹内　良一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

愛媛県四国中央市下柏町四三二番地一

有限会社斎藤紙包

清算人　斎藤　能明

解散公告

当組合は、令和七年一月八日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡市南区寺塚一丁目六番五号

カネヒロデンシＬＥＤレンタル１号有限責任事業組合

清算人　株式会社ケーワン

職務執行者　梶原　一彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡県筑紫野市大字牛島三二三番一九

有限会社石井電設

清算人　石井　清隆

解散公告

当組合は、令和七年十一月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

長崎県南島原市西有家町須川里坊五〇番地一

協同組合西有家ショッピングセンター

代表清算人　濵松　克成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

熊本県上天草市松島町合津四六一六番地二

有限会社八州観光開発

清算人　橋本久美子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

宮崎県都城市高崎町縄瀬一五六六番地一

合同会社アイリ

清算人　黒木　修之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市錦江台一丁目五七番一五号

合同会社福永空調

代表清算人　福永　龍文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市荒田二丁目一〇番五号

有限会社森岡商店

代表清算人　上野　真智

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島市宮之浦町二四三八番地

メディポリスＮＨＰ株式会社

代表清算人　二反田真二

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

鹿児島県いちき串木野市西薩町二番

いちき串木野バイオマス株式会社

代表清算人　角間　隆司

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町五〇番地の一

医療法人社団康路会

清算人　若林　康之

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府八尾市神武町二番三五号株式会社クボタ久宝寺工場内

クボタ本社ユニオン久宝寺支部

清算人　井上　英樹

解散公告（第一回）

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二番一号

医療法人土佐楠目会

清算人　楠目　修

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八Ｆ

医療法人ストレスケア義村クリニック

清算人　義村　勝

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

秋田県能代市字下瀬三〇番地四

医療法人芙蓉会

清算人　関口　一彦

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

群馬県高崎市箕郷町矢原九〇〇番地三

農事組合法人卜神稚蚕共同飼育組合

清算人　石川　敬一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府池田市室町五番五号

医療法人岡崎内科

清算人　岡崎　欣一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府寝屋川市松屋町一〇番二六号

医療法人ひえじま医院

清算人　日衞嶋禎介

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

大阪府交野市藤が尾四丁目一六番一〇号

医療法人はと産婦人科

清算人　波戸　良光

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県三木市志染町中自由が丘一丁目五六〇番地

医療法人社団かわい子どもクリニック

清算人　河合美奈子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十四日開催の定時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

福岡県八女市黒木町笠原七四五八番地四

農事組合法人八女茶工房笠原

清算人　浅田　義博

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

三重県四日市市平尾町一一九番地　平安寺

清算人　津田　光彰

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

兵庫県たつの市龍野町日飼三七三番地の一

医療法人社団井上内科医院

清算人　井上　英士

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十三日

山口県周南市慶万町一番一九号

医療法人社団千治松呼吸器循環器内科

清算人　千治松洋一

第十四期決算公告

令和二年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	四七、九五五

負債の部

正味財産の部	二一五
負債及び正味財産の部	四七、七四〇
	四七、九五五

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六―六〇一号

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長　冨田　浩志

第十五期決算公告

令和三年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	四九、一九六

負債の部

正味財産の部	二三五
負債及び正味財産の部	四八、九六一
	四九、一九六

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六―六〇一号

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長　冨田　浩志

第十六期決算公告

令和四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	五一、七五八

負債の部

正味財産の部	一、〇六六
負債及び正味財産の部	五〇、六九二
	五一、七五八

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六―六〇一号

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長　冨田　浩志

第十七期決算公告

令和五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	五二、五五四

負債の部

正味財産の部	九七
負債及び正味財産の部	五二、四五七
	五二、五五四

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六―六〇一号

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長　冨田　浩志

第十八期決算公告

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	四九、五四五

負債の部

正味財産の部	一六二
負債及び正味財産の部	四九、三八二
	四九、五四五

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六―六〇一号

特定非営利活動法人日本を美しくする会

理事長　冨田　浩志

第 27 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
東京都中央区日本橋大伝馬町２番11号
イワサキ第二ビル４階Ｂ棟
アトラン株式会社
代表取締役　中村　文穂

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,364
	固定資産	70,006
	資産合計	**111,370**
負債及び純資産の部	流動負債	50,695
	株主資本	60,675
	資本金	15,000
	利益剰余金	45,675
	その他利益剰余金	45,675
	（うち当期純利益）	(3,630)
	負債・純資産合計	**111,370**

第 81 期 決 算 公 告

令和８年１月 13 日　　新潟県上越市栄町二丁目３番11号

田辺建設株式会社

代表取締役　山田　孝雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,311	流動負債	1,239
固定資産	549	（うち完成工事補償引当金）	(0)
繰延資産	0	固定負債	220
		（うち退職給付引当金）	(105)
		株主資本	1,401
		資本金	50
		資本剰余金	269
		資本準備金	269
		利益剰余金	1,081
		その他利益剰余金	1,081
		（うち当期純利益）	(172)
資産合計	**2,861**	**負債・純資産合計**	**2,861**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年１月13日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令07全保2319	合同会社ＡＬＥＲＯ６４	関整特事191	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	1000万円
令07全保2320	株式会社エステートコンサルタント	国土交通大臣(2)9230	代表取締役小柳卓蔵	新潟県三条市東三条１―21―８―１	1500万円
令07全保2321	株式会社インフィルプラス	国土交通大臣(3)8014	代表取締役市川靖哲	愛知県豊橋市舟原町１―１	2000万円
令07全保2322	サンピア渡辺株式会社	北海道知事（上川６）948	代表取締役渡邊明彦	北海道富良野市日の出町５―５―２Ｆ	1000万円
令07全保2323	有限会社山形光輪	山形県知事(8)1658	代表取締役斎藤清	山形県寒河江市大字日田字後田93	〃
令07全保2324	株式会社ｎａｔｕｒｅｗｏｏｄｓ	新潟県知事(1)5793	代表取締役石田勝志	新潟県村上市瀬波温泉２丁目８番20号	〃
令07全保2325	盛進工業株式会社	石川県知事(4)3797	代表取締役坂井繁	石川県羽咋市次場町タ34―１	〃
令07全保2326	有限会社大津屋不動産	高知県知事(11)1455	代表取締役中村有佑	高知県高知市伊勢崎町７番22号山崎ビル１Ｆ	〃
令07全保2327	株式会社ホームクリエーション	高知県知事(1)2945	代表取締役山上隆澄	高知県高知市鴨部1476番地１明高ビル１階３号	〃
令07全保2328	ナカシマ宅建	熊本県知事(4)4505	中島裕司	熊本県熊本市東区長嶺南４―11―５	〃
令07全保2329	株式会社木下のリフォーム	国土交通大臣(1)10633	代表取締役久孚良木仁志	東京都新宿区西新宿６―５―１―31階	1500万円
令07全保2330	株式会社松岡技建	秋田県知事(5)1941	代表取締役松岡修	秋田県潟上市天王字大長根85―２	1000万円
令07全保2331	セントラル不動産株式会社	山形県知事(4)2372	代表取締役鈴木康弘	山形県山形市下条町２―17―16	〃
令07全保2332	管野不動産	宮城県知事(5)4852	菅野恭子	宮城県白石市字本鍛冶小路６―１	〃
令07全保2333	株式会社エイトワン	宮城県知事(2)6662	代表取締役佐々木勇	宮城県仙台市宮城野区中野字柳原25―７	9,541,500円
令07全保2334	有限会社泉ビル	宮城県知事(1)6676	代表取締役大泉守夫	宮城県大崎市古川駅南３―15―101泉ビルＡ棟	1000万円
令07全保2335	株式会社五月不動産	新潟県知事(13)1953	代表取締役吹山秀樹	新潟県上越市仲町４―２―４	〃
令07全保2336	小木工業株式会社	新潟県知事(2)5326	代表取締役小木一晴	新潟県新潟市中央区山二ツ715―３	〃
令07全保2337	有限会社拓陽開発	富山県知事(4)2725	代表取締役大西典秋	富山県富山市今泉西部町８―２	〃
令07全保2338	株式会社エコー企画	熊本県知事(10)2622	代表取締役本多壽	熊本県熊本市西区花園１丁目16―15	〃
令07全保2339	有明不動産有限会社	熊本県知事(6)4087	代表取締役紀川有里枝	熊本県熊本市南区川尻１―４―57	〃
令07全保2340	株式会社住まいのハウリー	熊本県知事(3)4887	代表取締役朝山美樹	熊本県熊本市東区小峯３丁目２―53	〃
令07全保2341	株式会社Ｔ・Ｓ・Ｄ	熊本県知事(1)5796	代表取締役角田晋一	熊本県熊本市北区植木町舞尾589―１―２Ｆ	〃
令07全保2342	伊示野不動産	宮崎県知事(9)3399	石野伸裕	宮崎県えびの市大字浦1579	〃
令07全保2343	荒田商事	鹿児島県知事(7)4299	中間純雄	鹿児島県鹿児島市荒田１―40―17	〃
令07全保2344	わかば不動産	鹿児島県知事(4)5356	原口宗義	鹿児島県いちき串木野市河内3918―１	〃
令07全保2345	株式会社みつば商事	鹿児島県知事(2)5994	代表取締役牧才弘	鹿児島県鹿屋市串良町有里8282―19	〃
令07全保2346	東開地所有限会社	鹿児島県知事(2)6031	取締役柿本正	鹿児島県鹿児島市上福元町4012―１	〃

令07全保2347	合同会社ＡＬＥＲＯ４５	関整特事(2)121	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	〃
令07全保2348	合同会社トレック・ジュピター	関整特事(1)230	（一社）トレック・ジュピ	東京都港区赤坂７―６―15	〃
令07全保2349	合同会社ＡＬＥＲＯ７４	関整特事(1)245	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	〃
令07全保2350	東富開発株式会社	北海道知事（石狩２）8327	代表取締役米林憲一	北海道札幌市白石区南郷通１丁目北２―32ダイアパレス白石207	〃
令07全保2351	株式会社北海道未来旅行	北海道知事（石狩１）8971	代表取締役孫波	北海道札幌市北区北15条西４丁目２―16ＮＲＫ札幌ビル502号	〃
令07全保2352	株式会社リペアサービス	北海道知事（石狩１）8973	代表取締役富田訓	北海道札幌市北区北21条西５丁目２番20号401	〃
令07全保2353	協同組合イースタンハウジンググループ	岩手県知事(1)2761	代表理事伊藤峻	岩手県宮古市山口一丁目２番27号	〃
令07全保2354	有限会社住まいルームコア	山形県知事(5)2222	代表取締役平田聖二	山形県山形市東原町１―８―19	〃
令07全保2355	株式会社秀建設計	栃木県知事⑽2587	代表取締役笹井基裕	栃木県芳賀郡茂木町大字増井211―１	〃
令07全保2356	株式会社スズキブロック	栃木県知事(6)4078	代表取締役鈴木建夫	栃木県那須烏山市南１―１―24	〃
令07全保2357	株式会社ランドプロジェクト	栃木県知事(3)4792	代表取締役松下裕利	栃木県下野市絹板773―１	〃
令07全保2358	株式会社明治工業	群馬県知事(3)7061	代表取締役五十嵐明治	群馬県前橋市横手町281番地の１	〃
令07全保2359	有限会社志木不動産	埼玉県知事⑭5543	代表取締役阿部愼介	埼玉県朝霞市朝志ケ丘４―３―23	〃
令07全保2360	聖橋相互住宅株式会社	埼玉県知事⑿8145	代表取締役岩倉皎	埼玉県桶川市鴨川１―21―９	〃
令07全保2361	有限会社マルケン	埼玉県知事⑿9259	代表取締役氏家憲吾	埼玉県川越市砂875―11	〃
令07全保2362	池澤不動産	埼玉県知事⑾10780	池澤和美	埼玉県鴻巣市境472	〃
令07全保2363	有限会社宇田川工務店	埼玉県知事(9)12655	代表取締役宇田川博信	埼玉県鴻巣市鎌塚３―１―９	〃
令07全保2364	有限会社万代不動産	埼玉県知事(8)16289	代表取締役鶴見紬馬	埼玉県さいたま市浦和区北浦和１―１―８	〃
令07全保2365	有限会社平松材木店	埼玉県知事(5)19981	代表取締役平松江美	埼玉県川口市芝下２―６―４	〃
令07全保2366	エフケイマネジメント	埼玉県知事(3)22220	須賀邦男	埼玉県さいたま市北区吉野町２―28―９	〃
令07全保2367	株式会社三共ホーム	埼玉県知事(2)23088	代表取締役林昇	埼玉県川口市仲町２―８―104	〃
令07全保2368	株式会社ＩＰＳ	埼玉県知事(1)25359	代表取締役梅村幸司	埼玉県上尾市泉台３―11―17	〃
令07全保2369	株式会社弘和不動産	千葉県知事⑰308	代表取締役江波戸弘之	千葉県山武市上横地780―２	〃
令07全保2370	三誠建設有限会社	千葉県知事⒀4880	代表取締役三槝克広	千葉県船橋市前原西２―22―14	〃
令07全保2371	大京住宅株式会社	千葉県知事⑿6791	代表取締役山本三枝子	千葉県市原市五井東２―13―10	〃
令07全保2372	有限会社マルカ商事	千葉県知事⑽8527	代表取締役加川義雄	千葉県市川市真間２―14―14	〃
令07全保2373	株式会社康和	千葉県知事(9)10620	代表取締役三宅春美	千葉県千葉市稲毛区作草部２―８―48―１	〃
令07全保2374	有限会社東昌	千葉県知事(3)16495	代表取締役伊東宏昌	千葉県鎌ケ谷市富岡１―10―８	〃
令07全保2375	カインド都市開発株式会社	千葉県知事(1)18324	代表取締役日詰哲之	千葉県船橋市前原西２―12―13―４階	〃
令07全保2376	株式会社丸久土地建物	東京都知事⑭23035	代表取締役佐藤守夫	東京都台東区浅草４―35―８	〃
令07全保2377	吉田木材株式会社	東京都知事⑭27396	代表取締役吉田有良	東京都三鷹市上連雀７―８―36	〃
令07全保2378	株式会社ペンギン	東京都知事⑽45084	代表取締役三浦庸夫	東京都杉並区高円寺南２―50―２	〃
令07全保2379	有限会社ヒューマンブレーン	東京都知事(8)63902	代表取締役大内一彦	東京都大田区鵜の木２―29―８	〃
令07全保2380	株式会社ワンズコーポレーション	東京都知事(6)78249	代表取締役小川恵一	東京都千代田区神田和泉町１―３―10	〃
令07全保2381	長津田不動産株式会社	東京都知事(5)78837	代表取締役片桐政久	東京都町田市鶴間５―４―11	〃
令07全保2382	有限会社ベルハウジング	東京都知事(5)79024	代表取締役鈴木昌一	東京都練馬区南大泉３―22―６	〃
令07全保2383	株式会社アルモ	東京都知事(5)79031	代表取締役田中正吾	東京都港区新橋１―８―６	〃
令07全保2384	株式会社オリジナルワン	東京都知事(5)79060	代表取締役坂本立志	東京都渋谷区恵比寿南３―７―７―205	〃
令07全保2385	有限会社シミズコーポレーション	東京都知事(5)79121	代表取締役清水馨	東京都葛飾区柴又６―１―５	〃
令07全保2386	トレスコンサルティング株式会社	東京都知事(4)85132	代表取締役松村元徳	東京都渋谷区神宮前６―19―16	〃
令07全保2387	株式会社コトブキホームビルダー	東京都知事(4)85142	代表取締役林学文	東京都目黒区目黒本町５―７―15	〃
令07全保2388	株式会社エスマリーン	東京都知事(4)85381	代表取締役菅原信一	東京都八王子市散田町３―20―19	〃

令07全保2389	株式会社和楽不動産	東京都知事(4)89284	代表取締役 東山孝司	東京都大田区池上５―17―１	〃
令07全保2390	ファインエステート株式会社	東京都知事(4)90262	代表取締役 山本雅子	東京都町田市小川５―８―３	〃
令07全保2391	ブルームハウス株式会社	東京都知事(4)90486	代表取締役 西村錦	東京都品川区南品川１―１―３	〃
令07全保2392	コアプラス・アンド・アーキテクチャーズ株式会社	東京都知事(3)92316	代表取締役 玉川陽介	東京都豊島区西池袋３―７―６	〃
令07全保2393	株式会社アーキテック北斗	東京都知事(3)93238	代表取締役 宇野浩二	東京都杉並区高円寺北２―８―１―１階	〃
令07全保2394	株式会社クリエイティブプロパティ	東京都知事(2)98349	代表取締役 神足泰二	東京都港区六本木７―４―１	〃
令07全保2395	株式会社ＫＩＫＩＰｌａｎｎｉｎｇ	東京都知事(2)98492	代表取締役 宮田隆啓	東京都中野区本町５―34―14	〃
令07全保2396	株式会社アイズプラス	東京都知事(2)101652	代表取締役 東隆徳	東京都大田区山王３―29―１ブルク山王201	〃
令07全保2397	株式会社やまもと笑店	東京都知事(2)104001	代表取締役 山本寛人	東京都豊島区駒込２―３―３	〃
令07全保2398	株式会社ｒｅｐｏｃｈ	東京都知事(1)105098	代表取締役 井野孝紀	東京都渋谷区宇田川町１―12―3009	〃
令07全保2399	白井不動産株式会社	東京都知事(1)105135	代表取締役 白井竜成	東京都板橋区西台２―31―４	〃
令07全保2400	株式会社タイムワールド	東京都知事(1)105251	代表取締役 加藤孝文	東京都中央区八重洲１―７―17	〃
令07全保2401	エイトネス株式会社	東京都知事(1)105471	代表取締役 木本高文	東京都港区元麻布１―２―23	〃
令07全保2402	株式会社ＬｕｎａＳｔｙｌｅ	東京都知事(1)105739	代表取締役 諸橋由佳	東京都板橋区宮本町13―７グリーンパレス101	〃
令07全保2403	株式会社Ｒａｆｆｉｎｅ	東京都知事(1)106281	代表取締役 平山千恵子	東京都港区六本木６―２―31	〃
令07全保2404	株式会社ＥＳＴ	東京都知事(1)106506	代表取締役 中谷将之	東京都渋谷区千駄ヶ谷５―21―８―２階	〃
令07全保2405	株式会社メディカルトリビューン	東京都知事(1)109856	代表取締役 堀川修	東京都港区虎ノ門３―８―21	〃
令07全保2406	有限会社カーオフィスワイクラブ	石川県知事(3)3984	代表取締役 打本喜章	石川県野々市市粟田４丁目11	〃
令07全保2407	池田土地開発株式会社	三重県知事(14)581	代表取締役 池田彰公	三重県津市広明町112番地の５	〃
令07全保2408	ファインエステート株式会社	三重県知事(1)3749	代表取締役 駒田茂	三重県桑名市西別所1700―90	〃
令07全保2409	株式会社ハウスアンドコミュニティ	滋賀県知事(6)2542	代表取締役 松尾豊	滋賀県湖南市北山台４―８―５	〃
令07全保2410	有限会社寒川工務店	和歌山県知事(5)3302	代表取締役 寒川善行	和歌山県西牟婁郡白浜町安居848	〃
令07全保2411	熱田不動産有限会社	島根県知事(10)657	代表取締役 熱田達夫	島根県出雲市小山町440―５	〃
令07全保2412	アイズーモ株式会社	島根県知事(1)1342	代表取締役 今井泰之	島根県出雲市平田町7668	〃
令07全保2413	アイコー不動産	香川県知事(12)2088	仙波登	香川県高松市屋島西町1874―６	〃
令07全保2414	山下不動産株式会社	福岡県知事(16)316	代表取締役 内田孝志	福岡県福岡市中央区舞鶴３―６―17―101	〃
令07全保2415	株式会社池田住宅	福岡県知事(9)9914	代表取締役 池田敬二	福岡県八女市吉田429―８	〃
令07全保2416	ラックユニティ株式会社	福岡県知事(4)15789	代表取締役 平山當子	福岡県北九州市小倉北区上到津４―８―７	〃
令07全保2417	株式会社采建築社	福岡県知事(4)16437	代表取締役 惠美須健也	福岡県福岡市早良区野芥４―45―51	〃
令07全保2418	株式会社Ｚｅｓｔ	福岡県知事(4)16466	代表取締役 芦原好子	福岡県北九州市戸畑区福柳木２―11―16	〃
令07全保2419	株式会社Ｖｉｂｒａｎｔ	福岡県知事(3)16633	代表取締役 二山正治	福岡県福岡市中央区大名２―10―39―401	〃
令07全保2420	株式会社デコルーム	福岡県知事(2)17782	代表取締役 三松寛治	福岡県福岡市中央区平尾２―８―12	〃
令07全保2421	株式会社スカイ	福岡県知事(2)17878	代表取締役 川内義彦	福岡県福岡市早良区原５―14―８	〃
令07全保2422	株式会社ＲＥ・ＡＬＬ	福岡県知事(2)17893	代表取締役 野田正臣	福岡県福岡市西区下山門１―７―15	〃
令07全保2423	株式会社プロシード	福岡県知事(2)18043	代表取締役 堀恒基	福岡県福岡市東区馬出２―３―43	〃
令07全保2424	資産形成株式会社	福岡県知事(2)18476	代表取締役 小数賀覚	福岡県古賀市谷山847―３	〃
令07全保2425	有限会社來夢	福岡県知事(2)19159	代表取締役 藤原美里	福岡県太宰府市五条２―９―32	〃
令07全保2426	株式会社ＬＡＮＤＯＯＲ	福岡県知事(1)19298	代表取締役 有吉豊	福岡県飯塚市上三緒375―４	〃
令07全保2427	株式会社ＤＡＺＡＩ住空間研究所	福岡県知事(1)20010	代表取締役 香水睦夫	福岡県福岡市中央区薬院３―11―18	〃
令07全保2428	森の不動産ＦＯＲＥＳＴＡＴＥ合同会社	福岡県知事(1)20016	代表社員 森善宣	福岡県大牟田市上官町２―93―９	〃
令07全保2429	株式会社ライフタス	福岡県知事(1)20133	代表取締役 藤井真治	福岡県福岡市東区香椎駅前２―13―１源和ビル２Ｆ―Ａ	〃
令07全保2430	株式会社アバンセプランニング	福岡県知事(1)20156	代表取締役 林隆春	福岡県福岡市中央区清川１―14―18―４Ｆ	〃
令07全保2431	ジャパンエージェント株式会社	福岡県知事(1)20436	代表取締役 山本真大	福岡県福岡市中央区平尾２―15―26ベルコモンズ平尾９Ｆ―Ａ号室	〃
令07全保2432	有限会社三美	大分県知事(1)3473	代表取締役 三笠日朗	大分県別府市大字鶴見2670―34	〃

令07全保2433	有限会社恒明建設	北海道知事（石狩７）6013	代表取締役武田恒男	北海道札幌市東区北31条東９丁目３－４	〃
令07全保2434	株式会社丸勝エステート	北海道知事（石狩４）7549	代表取締役佐々木勝美	北海道札幌市東区伏古13条５丁目11―23	〃
令07全保2435	東洋宅建株式会社	北海道知事（石狩３）7749	代表取締役小川澄	北海道札幌市豊平区平岸３条７丁目３－３	〃
令07全保2436	ＳＩＣ株式会社	北海道知事（石狩２）8709	代表取締役齋藤淳	北海道札幌市北区北10条西２丁目９－１	1500万円
令07全保2437	株式会社カネチカ	北海道知事（石狩１）8948	代表取締役兼近祐輝	北海道札幌市東区北35条東１丁目２番８号	1000万円
令07全保2438	株式会社若山建設	北海道知事（石狩１）8969	代表取締役若山英史	北海道札幌市厚別区厚別西５条３丁目４番１号	〃
令07全保2439	有限会社オプ	秋田県知事(1)2369	代表取締役野口淳	秋田県秋田市泉中央６－４―171階１Ｆ号室	〃
令07全保2440	有限会社不動産リサーチ	福島県知事(4)2649	代表取締役吉田辰郎	福島県須賀川市古舘106	〃
令07全保2441	株式会社ガレリア	福島県知事(1)3581	代表取締役木下聡秀	福島県福島市堀河町６―11―Ｇ号室	〃
令07全保2442	Ｓ＆Ｋ不動産	福島県知事(1)3680	堀金忠弘	福島県郡山市久留米４－221―19―Ｂ棟１Ｆ	〃
令07全保2443	株式会社Ｈｏｐｅ	福島県知事(1)3687	代表取締役千葉隆人	福島県福島市伏拝字台田21－２	〃
令07全保2444	有限会社サンコー	茨城県知事(5)6177	代表取締役廣瀬シヅ子	茨城県猿島郡境町大字伏木825	〃
令07全保2445	伊藤商事	東京都知事(16)4149	伊藤克忠	東京都練馬区大泉学園町６―21―38	〃
令07全保2446	アイビー・ライフ株式会社	東京都知事(13)32744	代表取締役浜田隼人	東京都渋谷区代々木１―57―２	〃
令07全保2447	ドムスレジデンシャルエステート株式会社	東京都知事(11)41075	代表取締役梶山龍誠	東京都港区西新橋３―23―５御成門郵船ビルディング７階	〃
令07全保2448	株式会社ファーストハウジング	東京都知事(8)63288	代表取締役栗原利久	東京都中野区東中野１―58―８	〃
令07全保2449	翌檜建設株式会社	東京都知事(6)78164	代表取締役佐藤智和	東京都世田谷区経堂２―15―４	〃
令07全保2450	有限会社エス・ケイ・アイ	東京都知事(5)78732	代表取締役石川朗子	東京都中野区中央４―６―12	〃
令07全保2451	有限会社山王	東京都知事(5)78970	代表取締役小野田伸二	東京都町田市金井１―23―６	〃
令07全保2452	松口不動産株式会社	東京都知事(5)83995	代表取締役松口由美	東京都あきる野市伊奈471―８	〃
令07全保2453	株式会社生活空間プロデューサーズ	東京都知事(4)84249	代表取締役林光榮	東京都文京区小石川２－１―13	〃
令07全保2454	株式会社ＪＭクリエイト	東京都知事(4)84524	代表取締役廣田彰人	東京都千代田区内神田２－７―11	〃
令07全保2455	株式会社東企画	東京都知事(4)84554	代表取締役向井聡	東京都荒川区東尾久３－９―15	〃
令07全保2456	株式会社芙蓉物産	東京都知事(4)84646	代表取締役赤間聡	東京都台東区東上野３―14―４	〃
令07全保2457	株式会社信大建宅	東京都知事(3)91885	代表取締役倉持健夫	東京都葛飾区柴又３－３－８	〃
令07全保2458	有限会社章栄コーポレーション	東京都知事(3)92025	代表取締役夏苅直	東京都練馬区南田中３―21―20	〃
令07全保2459	株式会社ジェイシティー	東京都知事(3)93897	代表取締役瀧浪康二	東京都北区赤羽１―41―16―501号室	〃
令07全保2460	株式会社ＣＡＳＣＡＤＥ	東京都知事(2)97591	代表取締役川﨑滝雄	東京都世田谷区太子堂１－１―13―４－Ｃ	〃
令07全保2461	有限会社ディスパシオ	東京都知事(2)98271	代表取締役八木友也	東京都福生市東町１―１	〃
令07全保2462	株式会社リード・パートナーズ	東京都知事(2)98838	代表取締役志村義明	東京都新宿区西新宿６―21―１―202	〃
令07全保2463	太友株式会社	東京都知事(2)100237	代表取締役高俊	東京都豊島区東池袋４―21―１―3007	〃
令07全保2464	株式会社水谷	東京都知事(2)100910	代表取締役水谷晃	東京都港区東麻布１―23―８	〃
令07全保2465	有限会社エスシーインターナショナル	東京都知事(2)102593	代表取締役宮下貴弘	東京都港区芝５―29―20クロスオフィス三田705	〃
令07全保2466	ＮＫ２パートナーズ株式会社	東京都知事(2)103298	代表取締役上村浩康	東京都中央区銀座２―16―２	〃
令07全保2467	株式会社上	東京都知事(1)104715	代表取締役増田浩之	東京都文京区湯島３―39―５―401	〃
令07全保2468	エレベイトリアルティ株式会社	東京都知事(1)105029	代表取締役松浦優治	東京都世田谷区弦巻４―11―18	〃
令07全保2469	株式会社Ｈｙｐｅｒｉｏｎ Ｔｏｋｙｏ	東京都知事(1)105046	代表取締役鈴木勝彦	東京都千代田区丸の内２－２－１	〃
令07全保2470	株式会社みなと開発	東京都知事(1)105184	代表取締役藤山泰成	東京都港区麻布台１―11―10―４階	〃
令07全保2471	株式会社ＫＳＫ	東京都知事(1)105388	代表取締役小宮孝次	東京都品川区上大崎３－１―30―3307	〃
令07全保2472	株式会社ランドリバース	東京都知事(1)106551	代表取締役中西望	東京都千代田区神田佐久間町２－１－５階	〃
令07全保2473	水越設備株式会社	東京都知事(1)106600	代表取締役中田勝弘	東京都八王子市片倉町2243	〃
令07全保2474	株式会社ＢＩＺｃｏｎ	東京都知事(1)107159	代表取締役大喜多正徳	東京都千代田区鍛冶町２－１－２	〃
令07全保2475	ＡＴＡＭＩＲＥＡＬＥＳＴＡＴＥ株式会社	東京都知事(1)110875	代表取締役山﨑勇輝	東京都港区新橋２―20―15	〃

令07全保2476	株式会社リプラン	神奈川県知事(5)23731	代表取締役 石川金造	神奈川県横浜市港北区北新横浜１－５－１	〃
令07全保2477	有限会社ランドシステム	神奈川県知事(5)24680	代表取締役 林勲	神奈川県横浜市中区花咲町１－46－１－307	〃
令07全保2478	小林建設株式会社	神奈川県知事(4)26380	代表取締役 小林誠	神奈川県藤沢市遠藤3903	〃
令07全保2479	株式会社エフエルシーコーポレーション	神奈川県知事(3)27557	代表取締役 徐裕貴	神奈川県横浜市中区山下町12－２グランブリエ横濱山下公園313	〃
令07全保2480	エース鑑定コンサルティング株式会社	神奈川県知事(3)27606	代表取締役 鈴木彰	神奈川県横浜市港北区新横浜２－２－１メイツ新横浜1106	〃
令07全保2481	株式会社村上総業	神奈川県知事(3)27636	代表取締役 村上健	神奈川県秦野市渋沢1484－４	〃
令07全保2482	株式会社ディアイシーホーム	神奈川県知事(3)28612	代表取締役 鎌田祐史	神奈川県座間市相武台１－40－７－101	〃
令07全保2483	株式会社三田ホールディングズ	神奈川県知事(3)28842	代表取締役 三田功	神奈川県横浜市中区羽衣町１－１－１	〃
令07全保2484	ホドガヤ不動産株式会社	神奈川県知事(2)29177	代表取締役 古橋正哉	神奈川県横浜市保土ケ谷区帷子町１－44	〃
令07全保2485	株式会社アリア	神奈川県知事(2)29316	代表取締役 新井大栄	神奈川県横浜市鶴見区下末吉２－２－１	1500万円
令07全保2486	ワーク・アンド・カンパニー株式会社	神奈川県知事(1)30985	代表取締役 山口暁	神奈川県横浜市保土ケ谷区岩間町２－164－５	1000万円
令07全保2487	株式会社ブリッジリンクス	神奈川県知事(1)31428	代表取締役 鈴木賢介	神奈川県横浜市西区北幸１－11－15－11Ｆ	〃
令07全保2488	マインズ株式会社	神奈川県知事(1)32349	代表取締役 根建則雄	神奈川県横浜市南区別所７－９－20	〃
令07全保2489	有限会社三貴開発	新潟県知事⑿2169	代表取締役 丸山義道	新潟県長岡市大島新町２丁目１番地13	〃
令07全保2490	オフィス武田	新潟県知事(5)4428	武田正一	新潟県三条市南入蔵73－２	〃
令07全保2491	小林不動産	長野県知事⒀1883	小林和夫	長野県飯田市砂払町２－1213－19	〃
令07全保2492	入戸建設工業株式会社	長野県知事⑾2626	代表取締役 入戸和男	長野県上伊那郡南箕輪村4206－１	〃
令07全保2493	株式会社アルファ軽井沢	長野県知事(8)3619	代表取締役 内堀臣規	長野県北佐久郡御代田町草越1173－20	〃
令07全保2494	有限会社フジハウス	長野県知事(7)4062	代表取締役 加藤文雄	長野県松本市大字里山辺4984	〃
令07全保2495	六反田不動産	石川県知事(9)2320	六反田徹士	石川県小松市高堂町ロ128－１	〃
令07全保2496	株式会社ダイワ建設	岐阜県知事(5)4190	代表取締役 梅村幸二	岐阜県安八郡安八町大森424－１	〃
令07全保2497	焼津アパート協会	静岡県知事⑾5211	石川忠男	静岡県焼津市南小川１－12－16	〃
令07全保2498	有限会社三島駅前賃貸センター	静岡県知事(8)7297	代表取締役 坂本拓郎	静岡県三島市一番町12－14	2000万円
令07全保2499	有限会社成洋不動産	静岡県知事(5)12127	代表取締役 岩堀洋弓	静岡県焼津市大住100－４	1000万円
令07全保2500	木下事務所	静岡県知事(3)13267	木下昌弘	静岡県袋井市新屋４－３－12	〃
令07全保2501	株式会社ザ・ゴールデン	静岡県知事(2)13907	代表取締役 青木俊宏	静岡県富士市瓜島町54	〃
令07全保2502	有限会社マルジン総建	静岡県知事(1)14862	代表取締役 五加仁	静岡県藤枝市五十海４－13－５	〃
令07全保2503	宮田不動産	愛知県知事⒂3903	宮田鈞	愛知県刈谷市富士見町１－106	〃
令07全保2504	株式会社アイワ不動産	愛知県知事⑿9549	代表取締役 近藤賢次	愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字本郷屋敷５	〃
令07全保2505	村川不動産	愛知県知事⑿10006	村川房子	愛知県あま市七宝町伊福河原154	〃
令07全保2506	株式会社福島土地	愛知県知事⑿10266	代表取締役 福島康高	愛知県名古屋市緑区潮見が丘２－198－１	〃
令07全保2507	豊祐土地株式会社	愛知県知事⑿10888	代表取締役 森健	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町15－27	〃
令07全保2508	有限会社大黒屋	愛知県知事(7)17609	代表取締役 照井義弘	愛知県名古屋市守山区松坂町251	〃
令07全保2509	有限会社湖池屋不動産	愛知県知事(5)19285	代表取締役 小池衛	愛知県名古屋市中村区名駅５－16－17	〃
令07全保2510	オハラエステート	愛知県知事(3)22137	小原新一	愛知県名古屋市中区丸の内３－５－10－６Ｆ	〃
令07全保2511	ＳＥＬＥＣＴ	愛知県知事(1)25340	深川真伍	愛知県名古屋市緑区徳重４－532－１	〃
令07全保2512	株式会社堀建	愛知県知事(1)25792	代表取締役 堀池直樹	愛知県名古屋市守山区苗代２－17－39	〃
令07全保2513	株式会社Ｂｅｓｔｌｉｆｅ	愛知県知事(1)25975	代表取締役 中野元	愛知県名古屋市中区栄２－２－１－５Ｆ	〃
令07全保2514	栄光不動産	京都府知事⒀4655	蒲田捷次郎	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町42番地５	〃
令07全保2515	万祥商事	京都府知事⑾6156	竹中祥二	京都府京都市中京区河原町通竹屋町上る大文字町231	〃
令07全保2516	真柴工務店	京都府知事(6)10828	真柴勇治	京都府京丹後市網野町網野89番地	〃
令07全保2517	京都住まいる	京都府知事(4)12244	橋川茂	京都府京都市北区北野東紅梅町13－２	〃
令07全保2518	株式会社ハウス工房	京都府知事(3)13004	代表取締役 九谷田義之	京都府京都市西京区大原野灰方町59番地１	〃
令07全保2519	東洋不動産株式会社	大阪府知事⒃2371	代表取締役 中田浩章	大阪府大阪市西区新町１－14－39－３階３号	〃
令07全保2520	有限会社永幸住建	大阪府知事(7)44391	代表取締役 小林章浩	大阪府東大阪市高井田元町１－12－19	〃
令07全保2521	株式会社レジックス	大阪府知事(4)51651	代表取締役 伊藤秀司	大阪府大阪市北区西天満４－２－７	〃
令07全保2522	栄建ホーム	大阪府知事(4)53571	石田栄	大阪府東大阪市昭和町20－17－201	〃
令07全保2523	あべの総合法務不動産事務所	大阪府知事(3)56479	吉川宏康	大阪府大阪市阿倍野区旭町２－１－１あべのマルシェ１Ｆ	〃
令07全保2524	辰己住宅株式会社	大阪府知事(3)56581	代表取締役 髙田治吉	大阪府豊中市上野東３－４－１	〃
令07全保2525	株式会社M'ｓＯｒｉｇｉｎ	大阪府知事(3)56602	代表取締役 山本浩康	大阪府大阪市淀川区十三本町１－18－６	〃
令07全保2526	株式会社ＫＡＮＤＡ．Ｂ．Ｏ	大阪府知事(2)60649	代表取締役 神田信人	大阪府摂津市鶴野４－18－20	〃

令07全保2527	株式会社ＩＮＤＥＰＥＮＤＥＮＴ	大阪府知事 (1)61888	代表取締役 白石聖	大阪府大阪市西成区玉出西２－３－２	〃
令07全保2528	株式会社キャトルグラース	大阪府知事 (2)61929	代表取締役 四方祥樹	大阪府大阪市北区大深町４―20	〃
令07全保2529	発産業株式会社	大阪府知事 (1)62065	代表取締役 郭肇宏	大阪府大阪市此花区島屋６－２―100―1803	〃
令07全保2530	株式会社スイカリアルティ	大阪府知事 (1)62727	代表取締役 苗福杰	大阪府大阪市中央区南船場２－３－４－４Ｆ－１	〃
令07全保2531	メイクイースト	大阪府知事 (1)63158	東直輝	大阪府池田市天神２―８―16	〃
令07全保2532	オーカンパニー株式会社	大阪府知事 (1)65120	代表取締役 小倉慎史	大阪府寝屋川市長栄寺町12―１―１	〃
令07全保2533	株式会社ＳＥＩ	大阪府知事 (1)65251	代表取締役 家本麻理	大阪府吹田市藤白台４―28―８	〃
令07全保2534	株式会社アップルハウジング	兵庫県知事 (8)9790	代表取締役 細谷精一	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘１丁目21―１	〃
令07全保2535	エステートケー	兵庫県知事 (5)10636	河村明	兵庫県神戸市東灘区田中町３丁目18―20―301	〃
令07全保2536	アオイマネジメントオフィス	兵庫県知事 (2)11795	福田美佐子	兵庫県神戸市須磨区青葉町１丁目３－６	〃
令07全保2537	株式会社アール・イー・ホーム	兵庫県知事 (1)12234	代表取締役 福永健志	兵庫県神戸市東灘区森南町１丁目５－１―129	〃
令07全保2538	株式会社くにづか	兵庫県知事 (1)12254	代表取締役 友久和幸	兵庫県神戸市長田区久保町６丁目１－１アスタくにづか４番館３Ｆ	〃
令07全保2539	株式会社白猫ホーム	兵庫県知事 (1)12367	代表取締役 進藤和子	兵庫県神戸市中央区元町通２丁目９－１元町プラザ505	〃
令07全保2540	合同会社もとまち不動産	兵庫県知事 (1)12487	代表社員 西原美紀	兵庫県神戸市中央区元町通１丁目４―11―４Ｃ	〃
令07全保2541	米田建築株式会社	兵庫県知事 ⑿200882	代表取締役 米田典夫	兵庫県川西市見野３丁目８―20	〃
令07全保2542	株式会社ウエイブホーム	兵庫県知事 (8)202357	代表取締役 高山裕行	兵庫県芦屋市大東町10―12―120	〃
令07全保2543	有限会社エステートワイズ	兵庫県知事 (5)203507	代表取締役 松岡康成	兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目１－４	〃
令07全保2544	有限会社住まいる建築ｉ	兵庫県知事 (3)204147	代表取締役 姜民愛	兵庫県西宮市今津水波町８－５―204	〃
令07全保2545	株式会社アーバンエステート	兵庫県知事 (2)204410	代表取締役 勝浦亜紀	兵庫県芦屋市大原町６―15	〃
令07全保2546	株式会社Ｎスタイルハウジング	兵庫県知事 (1)204533	代表取締役 中西順平	兵庫県尼崎市崇徳院１丁目10―１	〃
令07全保2547	ハウスミキ	兵庫県知事 (2)350435	奥村博	兵庫県三木市緑が丘町中１丁目15―43	〃
令07全保2548	立花開発	兵庫県知事 (7)400889	藤田文彦	兵庫県加古川市尾上町今福215―２	〃
令07全保2549	有限会社ＡｎｏｔｈｅｒＧａｔｅＯｐｅｎｅｒ	兵庫県知事 (5)401122	代表取締役 今村洋	兵庫県神戸市中央区北長狭通３丁目１－４ツタニビル４Ｆ402	〃
令07全保2550	Ｇ―ＮＥＸＴ	兵庫県知事 (1)401654	杉博幸	兵庫県加古川市新神野１丁目８―10	〃
令07全保2551	有限会社竹内殖産	兵庫県知事 (8)450765	代表取締役 竹内博之	兵庫県姫路市東夢前台２丁目30―１	〃
令07全保2552	株式会社キシダ	兵庫県知事 (6)750124	代表取締役 岸田洋	兵庫県丹波市氷上町成松474―１	〃
令07全保2553	栄光堂不動産	岡山県知事 (7)4157	西村宏	岡山県岡山市中区関265―15	〃
令07全保2554	横更建工株式会社	広島県知事 (8)7618	代表取締役 横更宣頼	広島県広島市安佐南区伴東４―10―43	〃
令07全保2555	村上地所	広島県知事 (5)8772	村上登紀子	広島県尾道市高須町533―１	〃
令07全保2556	株式会社住まいる	広島県知事 (1)11069	代表取締役 小畠勘次	広島県三原市城町１―12―１	〃
令07全保2557	槇本不動産	愛媛県知事 (6)4445	槇本俊雄	愛媛県宇和島市神田川原７	〃
令07全保2558	不動産幸房ポカラハウス	愛媛県知事 (5)4815	渡部哲	愛媛県松山市御宝町124	〃
令07全保2559	株式会社二神組	愛媛県知事 (4)5060	代表取締役 篠永尚史	愛媛県松山市竹原２丁目１―19	〃
令07全保2560	有限会社リンクス	長崎県知事 (9)2214	代表取締役 谷口弦二郎	長崎県佐世保市光月町８―28	〃
令07全保2561	株式会社ＲＥＸＩＡ不動産	熊本県知事 (1)5839	代表取締役 竹口陵太	熊本県熊本市中央区水前寺３丁目29―43―２Ｆ	〃
令07全保2562	大隅開発企画	鹿児島県知事 (6)4429	木佐貫香	鹿児島県鹿屋市王子町4200―３	〃
令07全保2563	株式会社米澤	鹿児島県知事 (4)5410	代表取締役 米澤千代香	鹿児島県鹿児島市高麗町13―11	〃
令07全保2564	小林工業株式会社	鹿児島県知事 (3)5718	代表取締役 小林富紀枝	鹿児島県鹿児島市城西２－８―16	〃
令07全保2565	有限会社新家	沖縄県知事 (3)4158	代表取締役 安里和國	沖縄県名護市為又1220―７－２―607号室	〃
令07全保2566	合同会社福原組	沖縄県知事 (1)5156	代表社員 福原光勇	沖縄県宮古島市平良東仲宗根678―11	〃
令07全保2567	繁住宅	沖縄県知事 (1)5177	比嘉繁男	沖縄県浦添市西原１―13―１	〃
令07全保2568	株式会社りゅうたん	沖縄県知事 (1)5214	代表取締役 比嘉俊浩	沖縄県南城市大里古堅752―１	〃
令07全保2569	株式会社豊政組	沖縄県知事 (1)5506	代表取締役 比嘉良太	沖縄県名護市世冨慶515―５	〃

第６期決算公告　令和８年１月13日
東京都大田区矢口三丁目８番15号
株式会社iFactory
代表取締役　齊藤　隆夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,005
	固定資産	1,082
	資産合計	120,087
負債及び純資産の部	流動負債	17,256
	株主資本	102,831
	資本金	100,000
	資本剰余金	114,598
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	14,598
	利益剰余金	△111,767
	その他利益剰余金	△111,767
	（うち当期純損失）	(111,767)
	負債・純資産合計	120,087

第８期決算公告
令和８年１月13日
東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
444株式会社
代表清算人　澁澤喜一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	171,077
	合計	171,077
負債及び純資産の部	流動負債	207,651
	固定負債	900,000
	株主資本	△936,573
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,036,573
	その他利益剰余金	△1,036,573
	（うち当期純損失）	(178,045)
	合計	171,077

第78期決算公告　令和８年１月13日
東京都世田谷区奥沢一丁目36番11号
株式会社井上香料製造所
代表取締役　井上　裕之
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,382,608
	固定資産	2,200,062
	資産合計	6,582,670
負債及び純資産の部	流動負債	1,101,100
	固定負債	1,244,387
	株主資本	4,237,182
	資本金	80,000
	資本剰余金	9,814
	資本準備金	9,814
	利益剰余金	4,147,367
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,127,367
	（うち当期純利益）	(293,603)
	負債・純資産合計	6,582,670

第28期決算公告
令和８年１月13日
東京都品川区大井一丁目47番１号
株式会社ＳＩＣマーケティング
代表取締役　倉石　晃壮
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,261
	固定資産	152
	資産合計	40,414
負債及び純資産の部	流動負債	4,893
	固定負債	85
	株主資本	35,435
	資本金	29,000
	利益剰余金	6,435
	利益準備金	516
	その他利益剰余金	5,919
	（うち当期純利益）	(5,905)
	負債・純資産合計	40,414

第12期決算公告
令和８年１月13日
東京都千代田区内神田二丁目15番９号
株式会社クライル
代表取締役　倉石　晃壮
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	119,608
	固定資産	7,702
	資産合計	127,311
負債及び純資産の部	流動負債	38,524
	固定負債	10,680
	株主資本	78,106
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,106
	利益準備金	314
	その他利益剰余金	67,792
	（うち当期純利益）	(15,485)
	負債・純資産合計	127,311

第35期決算公告
令和８年１月13日
東京都品川区大井一丁目47番１号
株式会社ＳＩＣテック
代表取締役　倉石　晃壮
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	550,471
	固定資産	4,253
	資産合計	554,725
負債及び純資産の部	流動負債	185,592
	固定負債	45,338
	株主資本	323,795
	資本金	30,000
	利益剰余金	293,795
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	286,295
	（うち当期純利益）	(60,427)
	負債・純資産合計	554,725

第41期決算公告
令和８年１月13日
長野県長野市鶴賀405番地１
株式会社ＳＩＣシステム
代表取締役　倉石　晃壮
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	685,189
	固定資産	150,822
	資産合計	836,011
負債及び純資産の部	流動負債	237,519
	固定負債	54,006
	株主資本	544,485
	資本金	75,900
	利益剰余金	468,585
	利益準備金	6,405
	その他利益剰余金	462,180
	（うち当期純利益）	(58,117)
	負債・純資産合計	836,011

第22期決算公告　2026年１月13日
石川県白山市熱野町ハ８番地１
株式会社キュービクス
代表取締役社長　丹野　博
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,119
	固定資産	184,795
	合計	233,914
負債及び純資産の部	流動負債	131,128
	固定負債	221,507
	株主資本	△118,720
	資本金	52,000
	資本剰余金	430,800
	資本準備金	42,000
	その他資本剰余金	388,800
	利益剰余金	△601,520
	その他利益剰余金	△601,520
	（うち当期純損失）	(175,786)
	合計	233,914

第52期決算公告
令和７年10月31日
神奈川県横須賀市根岸町四丁目２番４号
株式会社藤本機工
代表取締役社長　渡邉　龍二
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,435
	固定資産	337,105
	合計	471,540
負債及び純資産の部	流動負債	49,750
	固定負債	119,894
	株主資本	301,896
	資本金	50,001
	利益剰余金	264,195
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	251,695
	（うち当期純損失）	(27,144)
	自己株式	△12,300
	合計	471,540

第19期決算公告
令和８年１月13日
和歌山県和歌山市湊1850番地
株式会社オハラ・クオーツ
代表取締役社長　三谷　真
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,440,327
	固定資産	1,546,408
	合計	5,986,736
負債及び純資産の部	流動負債	3,995,501
	固定負債	5,492
	株主資本	1,985,742
	資本金	310,000
	利益剰余金	1,675,742
	利益準備金	50,636
	その他利益剰余金	1,625,105
	（うち当期純利益）	(524,870)
	合計	5,986,736

第47期決算公告　令和８年１月13日
奈良県大和郡山市南郡山町527番13号
株式会社啓林堂書店
代表取締役　林田　幸一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	622,131
	固定資産	109,336
	繰延資産	9,574
	合計	741,042
負債及び純資産の部	流動負債	126,104
	固定負債	199,274
	株主資本	415,663
	資本金	30,000
	利益剰余金	385,663
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	378,663
	（うち当期純利益）	(5,885)
	合計	741,042

第78期決算公告
令和７年12月12日
名古屋市中区栄一丁目７番23号
木曽興業株式会社
代表取締役社長　正木　宏和
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,798,703
	固定資産	2,423,702
	合計	13,222,405
負債及び純資産の部	流動負債	6,504,530
	固定負債	645,600
	株主資本	6,072,275
	資本金	96,000
	利益剰余金	5,976,275
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	5,952,275
	（うち当期純利益）	(581,910)
	合計	13,222,405

第 49 期決算公告　令和８年１月13日
沖縄県浦添市字城間2008番地
株式会社メイクマン
代表取締役　具志堅全彦
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,806,402
	固定資産	16,421,552
	繰延資産	2,027
	合計	23,229,981
負純資産及び部	流動負債	7,500,810
	固定負債	4,866,728
	株主資本	10,862,443
	資本金	249,500
	利益剰余金	10,612,943
	(利益準備金)	(80,238)
	(その他利益剰余金)	(10,532,705)
	合計	23,229,981

（注）当期純利益　761,211千円

第 45 期決算公告
令和７年12月15日
熊本市中央区上水前寺二丁目５番７号
ミドリ安全熊本株式会社
代表取締役　吉原　正勝
貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	342,205
	固定資産	6,469
	合計	348,675
負純資産及び部	流動負債	266,413
	株主資本	82,261
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,261
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	69,761
	(うち当期純利益)	(69,299)
	合計	348,675

第 3 期決算公告
令和８年１月13日
香川県綾歌郡宇多津町大字東分1933番地
丸福株式会社
代表取締役　福島　昌嗣
貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,734
	固定資産	6,665
	繰延資産	6,394
	合計	68,795
負純資産及び部	流動負債	13,727
	固定負債	20,627
	株主資本	34,440
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,440
	その他利益剰余金	31,440
	(うち当期純利益)	(21,210)
	合計	68,795

第 28 期決算公告　令和８年１月13日
東京都中央区日本橋茅場町１－５－８
東京証券会館８階
株式会社グッドバンカー
代表取締役社長　筑紫みずえ
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,534
	固定資産	30,724
	合計	126,258
負純資産及び部	流動負債	10,780
	固定負債	21,969
	株主資本	93,508
	資本金	45,000
	資本準備金	17,360
	利益剰余金	31,148
	利益準備金	1,349
	その他利益剰余金	29,799
	(うち当期純利益)	(4,188)
	合計	126,258

第 37 期決算公告
令和８年１月13日
東京都府中市清水が丘二丁目17番地の９
オリオン産機株式会社
代表取締役　中村　允雄
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,596
	固定資産	74,035
	資産合計	111,631
負純資産及び部	流動負債	70
	株主資本	111,561
	資本金	3,000
	利益剰余金	108,561
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	108,531
	(うち当期純損失)	(484)
	負債・純資産合計	111,631

第 28 期決算公告
令和８年１月13日
東京都豊島区上池袋１－９－８
株式会社オークハウス
代表取締役　山中　武志
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,707,239,626
	固定資産	676,639,889
	繰延資産	84,466,150
	資産合計	3,468,345,665
負純資産及び部	流動負債	437,790,581
	固定負債	2,985,688,847
	株主資本	44,866,237
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	4,866,237
	その他利益剰余金	4,866,237
	(うち当期純利益)	(463,214,646)
	負債・純資産合計	3,468,345,665

第 5 期決算公告
令和８年１月13日
東京都渋谷区渋谷三丁目６番２号
コーギア株式会社
代表取締役　川村　文彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,931
	固定資産	100,436
	繰延資産	463
	資産合計	211,831
負純資産及び部	流動負債	140,483
	株主資本	71,347
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△128,652
	その他利益剰余金	△128,652
	(うち当期純損失)	(50,920)
	負債・純資産合計	211,831

第 35 期決算公告　令和８年１月13日
東京都渋谷区代官山町２番３号
株式会社マニフェストディストニー
代表取締役　中澤　啓至
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,123
	固定資産	38,064
	繰延資産	1,075
	資産合計	119,262
負純資産及び部	流動負債	31,956
	固定負債	110,000
	株主資本	△22,693
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	△32,693
	その他利益剰余金	△32,693
	(うち当期純損失)	(38,420)
	負債・純資産合計	119,262

第 2 期決算公告　令和８年１月13日
東京都新宿区新宿二丁目８番６号
ＫＤＸ新宿286ビル７階
株式会社お多福ｌａｂ
代表取締役　松山　純輝
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	33,244,734
	固定資産	1,386,391
	繰延資産	446,673
	資産合計	35,077,798
負純資産及び部	流動負債	13,791,020
	固定負債	78,824,000
	株主資本	△57,537,222
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△67,537,222
	その他利益剰余金	△67,537,222
	(うち当期純損失)	(64,366,298)
	負債・純資産合計	35,077,798

第 4 期決算公告
令和８年１月13日
東京都渋谷区代々木２－１－１
新宿マインズタワー19Ｆ
株式会社ダイバース
代表取締役　加勢恵一郎
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,608
	合計	35,608
負純資産及び部	流動負債	25,143
	株主資本	10,465
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,534
	その他利益剰余金	△9,534
	(うち当期純利益)	(1,117)
	合計	35,608

第 34 期決算公告　令和７年12月10日
東京都千代田区神田錦町２丁目11番
三洋ライフマテリアル株式会社
代表取締役　高木健一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	915,926
	固定資産	22,956
	資産合計	938,882
負純資産及び部	流動負債	528,326
	固定負債	12,613
	株主資本	397,942
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	367,942
	利益準備金	380
	その他利益剰余金	367,562
	(うち当期純利益)	(109,452)
	負債・純資産合計	938,882

第 23 期決算公告
令和８年１月13日
東京都文京区本郷４－１－６
ヴェルディ本郷７Ｆ
株式会社ルミアデス・ソリューション
代表取締役社長　瀧田　幸介
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,801,568
	固定資産	6,151,320
	資産合計	13,952,888
負純資産及び部	流動負債	3,141,427
	固定負債	2,104,560
	株主資本	8,706,901
	資本金	10,005,000
	利益剰余金	△1,298,099
	その他利益剰余金	△1,298,099
	(うち当期純利益)	(97,266)
	負債・純資産合計	13,952,888

第 33 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
東京都千代田区霞が関一丁目４番２号大同生命霞が関ビル11階
Extreme Networks株式会社
代表取締役　瀧川　義一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	291,355	固定負債	104,243
固定資産	130,744	有給休暇引当金	19,321
		流動負債	116,740
		退職給与引当金	76,740
		株主資本	201,116
		資本金	100,000
		資本剰余金	813,700
		資本準備金	813,700
		利益剰余金	△712,584
		その他利益剰余金	△712,584
		（うち当期純利益）	(29,917)
資産合計	422,099	負債・純資産合計	422,099

第 20 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　香川県高松市国分寺町福家甲3725番地１
株式会社フロムファースト・ＨＤ
代表取締役　佐野由紀子

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,330,388	流動負債	344,420
固定資産	169,115	固定負債	61,076
繰延資産	1,150	株主資本	1,095,157
		資本金	5,000
		資本剰余金	19,000
		資本準備金	19,000
		利益剰余金	1,109,077
		利益準備金	506
		その他利益剰余金	1,108,571
		（うち当期純利益）	(386,548)
		自己株式	△37,920
資産合計	1,500,653	負債・純資産合計	1,500,653

第２期決算公告

令和８年１月13日
北海道紋別郡雄武町字雄武204番１
株式会社えんゆうサポート
代表取締役　山崎　研治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,595
	固定資産	8,705
	繰延資産	1,597
	合計	156,898
負債及び純資産の部	流動負債	131,961
	株主資本	24,936
	資本金	1,000
	利益剰余金	23,936
	その他利益剰余金	23,936
	（うち当期純利益）	(23,936)
	合計	156,898

吸収分割公告

食品関連事業を営む小売店の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月十三日
北海道紋別郡雄武町字雄武二〇四番一
株式会社えんゆうサポート
代表取締役　山崎　研治
北海道紋別郡湧別町北兵村三区五一八番地四
有限会社タカダ映二
（甲）
（乙）

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
東京都渋谷区代々木２－１－１
新宿マインズタワー19Ｆ
株 式 会 社 鉄 壁
代表取締役　髙橋　祐二

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	732,200
	固定資産	58,638
	合計	790,838
負債及び純資産の部	流動負債	255,118
	株主資本	535,719
	資本金	50,000
	利益剰余金	485,719
	その他利益剰余金	485,719
	（うち当期純利益）	(203,098)
	合計	790,838

第 18 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
東京都大田区西糀谷二丁目28番６号
株式会社横浜サザンハピネス
代表取締役　髙氏　主税

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,862
	固定資産	107,143
	繰延資産	59,489
	資産合計	302,495
負債及び純資産の部	流動負債	29,656
	固定負債	671,888
	株主資本	△399,049
	資本金	30,000
	利益剰余金	△429,049
	その他利益剰余金	△429,049
	（うち当期純損失）	(2,782)
	負債・純資産合計	302,495

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年一月十三日
東京都大田区西糀谷二丁目二八番六号
株式会社横浜サザンハピネス
代表取締役　髙氏　主税

第 67 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目８番28号
オリオン機械工業株式会社
代表取締役　中村　允雄

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,856
	固定資産	2,505
	資産合計	6,361
負債及び純資産の部	流動負債	675
	固定負債	3,164
	株主資本	2,522
	資本金	33
	利益剰余金	2,489
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	2,481
	（うち当期純損失）	(134)
	負債・純資産合計	6,361

第 56 期決算公告

令和８年１月13日
東京都大田区池上二丁目８番15号
三立金型工業株式会社
代表取締役　石田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	90,392
	固定資産	77,646
	資産合計	168,038
負債及び純資産の部	流動負債	61,862
	固定負債	13,280
	負債合計	75,142
	株主資本	92,896
	資本金	20,000
	利益剰余金	72,896
	その他利益剰余金	72,896
	（うち当期純利益）	(1,723)
	純資産合計	92,896
	負債・純資産合計	168,038

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月十三日
東京都大田区池上二丁目八番一五号
三立金型工業株式会社
代表取締役　石田雄一郎

第 88 期決算公告

令和８年１月13日
富山市新桜町２番10号
富士商事株式会社
代表取締役　酒井　基成

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,926
	固定資産	1,538
	合計	3,464
負債及び純資産の部	流動負債	874
	固定負債	1,675
	株主資本	915
	資本金	100
	資本剰余金	1
	利益剰余金	845
	利益準備金	28
	その他利益剰余金	817
	（うち当期純利益）	(11)
	自己株式	△31
	合計	3,464

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五Ｆ

株式会社知財塾

代表取締役　上池　睦

第５期決算公告

令和８年１月13日

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号虎ノ門ヒルズビジネスタワー15Ｆ

株式会社知財塾

代表取締役　上池　睦

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,505
	固定資産	17,710
	資産合計	20,215
負債及び純資産の部	流動負債	10,287
	固定負債	25,642
	株主資本	△15,713
	資本金	3,000
	利益剰余金	△18,713
	その他利益剰余金	△18,713
	（うち当期純損失）	(7,380)
	負債・純資産合計	20,215

第24期決算公告　令和８年１月13日

静岡県静岡市駿河区登呂六丁目２番29号

ＡＤＩＳ静岡ＧＨ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	50,587,073
	固定資産	5,921,460
	資産合計	56,508,533
負債及び純資産の部	流動負債	9,409,549
	固定負債	233,750
	株主資本	46,865,234
	資本金	38,000,000
	利益剰余金	8,865,234
	利益準備金	1,125,897
	その他利益剰余金	7,739,337
	（うち当期純損失）	(3,297,331)
	負債・純資産合計	56,508,533

ＡＤＩＳ静岡ＧＨ株式会社は、2025年10月１日をもまして、あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社に権利義務全部を承継し解散しました。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

岐阜県瑞穂市野白新田六二番地の二

株式会社ヒオキ

代表取締役　日置冨士夫

決算公告

令和８年１月13日

岐阜県瑞穂市野白新田62番地の２

株式会社ヒオキ

代表取締役　日置冨士夫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,714
	固定資産	5,789
	合計	141,504
負債及び純資産の部	流動負債	71,613
	固定負債	121,584
	株主資本	△ 51,694
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 71,194
	その他利益剰余金	△ 71,194
	（うち当期純損失）	(8,848)
	自己株式	△ 500
	合計	141,504

第176期決算公告　令和７年12月22日

三重県四日市市本郷町２番１号

四日市印刷工業株式会社

代表取締役　山口　史高

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	384,108
	固定資産	192,051
	資産合計	576,159
負債及び純資産の部	流動負債	188,337
	固定負債	18,895
	負債合計	207,232
	株主資本	368,927
	資本金	24,000
	利益剰余金	344,928
	利益準備金	6,000
	（うち当期純利益）	(9,751)
	純資産合計	368,927
	負債・純資産合計	576,159

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百七十五万円、資本準備金の額を二千四百七十五万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

静岡県浜松市中央区相生町一六番一三号

株式会社ＳＰＬＹＺＡ

代表取締役　土井　寛之

第14期決算公告　令和８年１月13日

静岡県浜松市中央区相生町16番13号

株式会社ＳＰＬＹＺＡ

代表取締役　土井　寛之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,067
	固定資産	8,230
	資産合計	46,297
負債及び純資産の部	流動負債	85,076
	固定負債	234,792
	株主資本	△273,570
	資本金	100,000
	利益剰余金	△373,570
	その他利益剰余金	△373,570
	（うち当期純損失）	(93,221)
	負債・純資産合計	46,297

第16期決算公告

令和８年１月13日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号

株式会社コスギ

代表取締役　小杉佐太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,027,747
	固定資産	1,214,971
	資産合計	10,242,718
負債及び純資産の部	流動負債	889,344
	賞与引当金	36,450
	その他	852,894
	固定負債	285,115
	退職給付引当金	159,173
	役員退職慰労引当金	37,717
	その他	88,225
	負債合計	1,174,460
	株主資本	9,072,717
	資本金	80,000
	資本剰余金	85,000
	その他資本剰余金	85,000
	利益剰余金	8,907,717
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	8,887,717
	（うち当期純利益）	(687,153)
	評価・換算差額等	△4,458
	繰延ヘッジ損益	△11,646
	有価証券評価差額金	7,187
	純資産合計	9,068,258
	負債・純資産合計	10,242,718

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十三日

大阪市大正区船町一丁目三番四七号

（甲）テイカ株式会社

代表取締役　出井　俊治

大阪市大正区船町一丁目三番四七号

（乙）ＴＦＴ株式会社

代表取締役　田内　雅彦

第28期決算公告

令和８年１月13日

大阪市大正区船町一丁目３番47号

ＴＦＴ株式会社

代表取締役　田内　雅彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	703
	固定資産	1
	合計	705
負債及び純資産の部	流動負債	359
	（うち賞与引当金）	(1)
	株主資本	345
	資本金	30
	利益剰余金	315
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	308
	（うち当期純利益）	(55)
	合計	705

第 29 期決算公告

令和８年１月13日
大阪市福島区福島七丁目22番16号
株式会社ケイエムコーポレーション
代表取締役　米野　雅彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,313
	固定資産	60,314
	資産合計	78,628
負純資債及産びの部	流動負債	39,813
	固定負債	33,526
	負債合計	73,339
	株主資本	5,289
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 4,710
	その他利益剰余金	△ 4,710
	（うち当期純損失）	(2,042)
	純資産合計	5,289
	負債・純資産合計	78,628

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日
大阪市福島区福島七丁目二二番一六号
（甲）株式会社ケイエムコーポレーション
代表取締役　米野　雅彦
大阪市福島区福島七丁目二二番一六号
（乙）有限会社米野商事
代表取締役　米野　雅彦

第 55 期決算公告

令和８年１月13日
大阪市淀川区田川三丁目12番36号
株式会社二宮鉄工所
代表取締役　二宮　武広

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,369
	固定資産	48,371
	合計	202,741
負純資債及産びの部	流動負債	17,388
	株主資本	185,353
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,776
	資本準備金	1,776
	利益剰余金	173,577
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	172,727
	（うち当期純利益）	(8,259)
	合計	202,741

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百七十七万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日
大阪市淀川区田川三丁目一二番三六号
株式会社二宮鉄工所
代表取締役　二宮　武広

第 70 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

兵庫県尼崎市常光寺一丁目９番１号
大阪富士工業株式会社
代表取締役　大島　　大

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,522,388
	固定資産	11,217,758
	資産合計	19,740,147
負債及び純資産の部	流動負債	8,804,896
	賞与引当金	1,143,575
	固定負債	3,743,263
	役員退職慰労引当金	658,187
	株主資本	7,085,670
	資本金	94,470
	資本剰余金	4,819
	その他資本剰余金	4,819
	利益剰余金	7,085,182
	利益準備金	33,568
	その他利益剰余金	7,051,614
	（うち当期純利益）	(428,327)
	自己株式	△98,800
	評価・換算差額等	106,316
	その他有価証券評価差額金	106,316
	負債・純資産合計	19,740,147

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月８日　　東京都中央区銀座一丁目６番11号
Frasers Hospitality Ginza特定目的会社
取締役　ユー・チン・フェン

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	18,794,100	流動負債	27,604
固定資産	18,794,100	固定負債	12,200,000
その他資産	881,806	負債合計	12,227,604
流動資産	799,603	社員資本	7,448,304
固定資産	11,622	特定資本金	100
無形固定資産	11,334	優先資本金	8,200,000
投資その他の資産	288	剰余金	△751,796
繰延資産	70,581	当期未処理損失	751,796
		純資産合計	7,448,304
資産合計	19,675,908	負債・純資産合計	19,675,908

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	373,972
営業費用	690,805
営業損失	316,832
営業外収益	4,029
経常損失	312,803
税引前当期純損失	312,803
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	314,013

第 30 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

福岡県嘉麻市漆生1163番地の10
株式会社稲築サイエンス
代表取締役　濱田　　潔

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,153,864
	固定資産	902,425
	資産合計	3,056,289
負債及び純資産の部	流動負債	590,912
	役員賞与引当金	1,000
	従業員賞与引当金	53,168
	固定負債	51,618
	従業員退職給与引当金	17,058
	役員退職給与引当金	32,010
	株主資本	2,420,022
	資本金	30,000
	資本剰余金	541,084
	資本準備金	541,084
	利益剰余金	1,848,938
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,841,438
	（うち当期純利益）	(219,030)
	評価・換算差額等	△6,263
	その他有価証券評価差額金	△6,263
	負債・純資産合計	3,056,289

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
仙台市宮城野区宮城野二丁目10番16号
ギャラクシー株式会社
代表取締役　松原　柳子

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	44,157,155
	固定資産	1,775,039
	合計	45,932,194
負純資債及産びの部	流動負債	1,078,379
	株主資本	44,853,815
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	39,853,815
	利益準備金	1,250,000
	別途積立金	7,000,000
	繰越利益剰余金	31,603,815
	（うち当期純利益）	(2,869,450)
	合計	45,932,194

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年三月一日を効力発生日とする東北油化工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日
仙台市宮城野区宮城野二丁目一〇番一六号
ギャラクシー株式会社
代表取締役　松原　柳子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

東京都文京区大塚五―一八―五―八〇二
（甲）ＰＷＩ株式会社
代表取締役　森本　龍児

東京都文京区音羽二丁目六番七号
（乙）有限会社太平社
代表取締役　森本　峰子

決　算　公　告

令和８年１月13日

東京都文京区大塚５―18―５―802
ＰＷＩ株式会社
代表取締役　森本　龍児

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,156
	固定資産	98,560
	繰延資産	1,093
	資産合計	**101,810**
負純資産の債及び部	流動負債	428
	固定負債	102,673
	株主資本	△1,291
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,291
	その他利益剰余金	△2,291
	（うち当期純損失）	(22,176)
	負債・純資産合計	**101,810**

第74期決算公告

令和７年12月19日

大阪府貝塚市港15番地
岡田運送株式会社
代表取締役　吉田　浩重

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,132
	固定資産	77,262
	合計	**324,394**
負純資産の債及び部	流動負債	44,498
	固定負債	25,001
	株主資本	254,895
	資本金	10,000
	利益剰余金	244,895
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	234,895
	（うち当期純利益）	(11,682)
	合計	**324,394**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都品川区西五反田二丁目二二番六号アトラスタワー五反田二三〇七
（甲）ＮＫ企画合同会社
代表社員　奈良　桂樹

千葉県市川市市川一丁目七番六号
（乙）ＮＫコンサルティング株式会社
代表取締役　奈良　桂樹

第17期決算公告

令和８年１月13日

千葉県市川市市川一丁目７番６号
ＮＫコンサルティング株式会社
代表取締役　奈良　桂樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	723,660
	固定資産	2,237,023
	資産合計	**2,978,202**
負純資産の債及び部	流動負債	338,187
	固定負債	2,324,382
	株主資本	315,632
	資本金	10,000
	利益剰余金	305,632
	その他利益剰余金	305,632
	（うち当期純利益）	(93,509)
	負債・純資産合計	**2,978,202**

第13期決算公告

令和７年11月27日

沖縄県うるま市勝連南風原5192番地47
株式会社Ｗａｑｕａ
代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	237,551
	固定資産	3,970
	資産合計	**241,521**
負純資産の債及び部	流動負債	88,701
	固定負債	338,398
	株主資本	△187,078
	資本金	20,000
	資本剰余金	48,592
	資本準備金	48,592
	利益剰余金	△255,670
	その他利益剰余金	△255,670
	（うち当期純損失）	(255,670)
	新株予約権	1,500
	負債・純資産合計	**241,521**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都港区芝四丁目五番一〇号ＡＣＮ田町ビル一〇階
株式会社ＵＬＴＩ―ＭＥ
代表取締役　小山雄太郎

第４期決算公告

令和８年１月13日

東京都港区芝四丁目５番10号
ＡＣＮ田町ビル10階
株式会社ＵＬＴＩ－ＭＥ
代表取締役　小山雄太郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	886
	固定資産	5
	繰延資産	12
	合計	**904**
負純資産の債及び部	流動負債	489
	固定負債	343
	株主資本	70
	資本金	30
	利益剰余金	40
	その他利益剰余金	40
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	**904**

第82期決算公告

2025年12月19日

愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
小林クリエイト株式会社
代表取締役　小林　友也

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	12,490
	固定資産	16,212
	資産合計	**28,703**
負純資産の債及び部	流動負債	12,599
	固定負債	10,954
	株主資本	4,312
	資本金	100
	資本剰余金	13
	利益剰余金	4,198
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	4,086
	（うち当期純利益）	(227)
	評価・換算差額等	838
	負債・純資産合計	**28,703**

資本金及び準備金の額の減少並びに吸収分割公告

当社は、資本金の額を二百四十九億二千五百万円、資本準備金の額を二百四十九億五千万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。当社の総株主の同意の取得は令和八年三月三十一日を予定しております。

また、当社（乙）は、吸収分割により自動車株式会社（甲、住所神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号）に対して当社の子会社管理事業及び子会社固定資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十三日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役　岡添　俊介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	303,614
	固定資産	135,054
	資産合計	**438,668**
負純資産の債及び部	流動負債	296,491
	固定負債	79,828
	負債合計	**376,319**
	株主資本	62,348
	資本金	25,025
	資本剰余金	24,975
	資本準備金	24,975
	利益剰余金	12,348
	その他利益剰余金	12,348
	（うち当期純利益）	(12,297)
	純資産合計	**62,348**
	負債・純資産合計	**438,668**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の工場生産物流事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のあった債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおり　https://www.ylnet.co.jp/yp/company.html

（乙）https://www.ylnet.co.jp/yp/company.html

令和八年一月十三日

北九州市八幡西区黒崎城石二番一号

（甲）安川マニュファクチャリング株式会社　代表取締役　桑野　善久

北九州市八幡西区夕原町七番一号

（乙）株式会社安川パッケージング　代表取締役　猛山住

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十三日

富山市横内四一七番地

（甲）ハナガタカンパニー株式会社　代表取締役　花方　淳

富山市横内四一七番地

（乙）株式会社ハナガタ　代表取締役　花方　淳

決　算　公　告

令和８年１月13日

北九州市八幡西区黒崎城石２番１号

安川マニュファクチャリング株式会社

代表取締役　桑野　善久

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,413,647
	固定資産	1,099,316
	資産合計	5,512,964
負債及び資本の部	流動負債	2,586,390
	賞与引当金	685,850
	賞与引当金(中長期)	102,008
	固定負債	1,348,834
	退職給付引当金	1,289,438
	役員退職慰労引当金	37,840
	株式給付引当金	21,555
	株主資本	1,577,739
	資本金	82,000
	資本剰余金	161,376
	資本準備金	1,900
	その他資本剰余金	159,475
	利益剰余金	1,334,363
	利益準備金	20,500
	その他利益剰余金	1,313,863
	（うち当期純利益）	(476,466)
	負債・資本合計	5,512,964

第 67 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

富山市横内417番地

株式会社ハナガタ

代表取締役　花方　　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,111,084
	固定資産	490,653
	資産合計	1,601,737
負債及び純資産の部	流動負債	727,393
	固定負債	591,122
	株主資本	283,222
	資本金	18,000
	利益剰余金	265,222
	資本準備金	30,000
	その他利益剰余金	235,222
	（うち当期純利益）	(45,326)
	負債・純資産合計	1,601,737

第 25 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

福井県福井市今市町第19号１番地５

アルケーウィル株式会社

代表取締役　前田　法子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,434
	固定資産	7,724
	繰延資産	100
	資産合計	17,258
負債及び純資産の部	流動負債	22,848
	株主資本	△5,590
	資本金	30,000
	利益剰余金	△35,590
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△39,590
	（うち当期純損失）	(3,197)
	合計	17,258

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

福井県福井市今市町第一九号一番地五

アルケーウィル株式会社

代表取締役　前田　法子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,926
	固定資産	6,492
	合計	16,418
負債及び純資産の部	流動負債	3,328
	固定負債	4,352
	株主資本	8,639
	資本金	85
	資本剰余金	1,029
	資本準備金	529
	その他の資本剰余金	500
	利益剰余金	7,525
	利益準備金	16
	その他の利益剰余金	7,509
	（うち当期純利益）	(1,080)
	評価差額	99
	合計	16,418

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億円減少し五億二千九百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年十二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

兵庫県川辺郡猪名川町清水字馬場一番地

新生電子株式会社

代表取締役　山下　憲幸

第 51 期決算公告

令和８年１月13日

神奈川県海老名市中新田五丁目13番14号

株式会社トライアルホンダ

代表取締役　杉崎　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,397
	固定資産	115,075
	合計	296,472
負債及び純資産の部	流動負債	155,431
	固定負債	38,145
	株主資本	102,895
	資本金	30,000
	資本剰余金	213
	資本準備金	213
	利益剰余金	72,682
	利益準備金	1,680
	その他利益剰余金	71,002
	（うち当期純利益）	(17,159)
	合計	296,472

第 54 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目４番30号

ホンダカーズ神奈川中株式会社

代表取締役　大平　　亮

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,949,859
	固定資産	3,594,879
	合計	7,544,739
負債及び純資産の部	流動負債	4,306,437
	固定負債	1,363,932
	株主資本	1,874,369
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,804,369
	利益準備金	8,790
	その他利益剰余金	1,795,579
	（うち当期純利益）	(572,292)
	合計	7,544,739

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目四番三〇号

（甲）ホンダカーズ神奈川中株式会社　代表取締役　大平　亮

神奈川県海老名市中新田五丁目一三番一四号

（乙）株式会社トライアルホンダ　代表取締役　杉崎　祐二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

横浜市泉区緑園三丁目三六番地六

（甲）株式会社紀久薬局

代表取締役　加藤　眞人

横浜市戸塚区戸塚町六〇〇一番地五

（乙）株式会社武達

代表取締役　加藤　栄司

令和６年度決算公告

令和８年１月13日

横浜市戸塚区戸塚町6001番地５

株式会社武達

代表取締役　加藤　栄司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	132,287,323
	合計	132,287,323
負債及び純資産の部	流動負債	82,366,774
	株主資本	49,920,549
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	48,920,549
	その他利益剰余金	48,920,549
	（うち当期純利益）	(32,938,624)
	合計	132,287,323

令和６年度決算公告

令和８年１月13日

横浜市泉区緑園三丁目36番地６

株式会社紀久薬局

代表取締役　加藤　眞人

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,705,637
	固定資産	6,840,860
	合計	30,546,497
負債及び純資産の部	流動負債	13,557,165
	固定負債	14,725,758
	株主資本	2,263,574
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△7,736,426
	利益準備金	2,000,000
	その他利益剰余金	△9,736,426
	（うち当期純利益）	(577,520)
	合計	30,546,497

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

岐阜市日野東八丁目八番二三号

（甲）株式会社柴田会館

代表取締役　柴田　光雄

岐阜市日野東八丁目八番二三号

（乙）柴田観光興業株式会社

代表取締役　柴田　光雄

第80期決算公告

令和８年１月13日

岐阜市日野東八丁目８番23号

柴田観光興業株式会社

代表取締役　柴田　光雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,960
	固定資産	12,828
	合計	41,789
負債及び純資産の部	流動負債	4,481
	固定負債	111
	株主資本	37,197
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,197
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	25,697
	（うち当期純利益）	(711)
	合計	41,789

第65期決算公告

令和８年１月13日

岐阜市日野東八丁目８番23号

株式会社柴田会館

代表取締役　柴田　光雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,270
	固定資産	43,190
	合計	86,461
負債及び純資産の部	流動負債	97
	固定負債	142,921
	株主資本	△ 56,557
	資本金	19,000
	利益剰余金	△ 75,557
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 80,557
	（うち当期純利益）	(85,655)
	合計	86,461

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

京都市山科区御陵岡ノ西町六九―一

（甲）株式会社ＲＩｚａｉｍ

代表取締役　松田　藍

京都市山科区御陵封ジ山町七番地五七

（乙）フジ・エステート株式会社

代表取締役　藤原　里映

第５期決算公告

令和８年１月13日

京都市山科区御陵岡ノ西町69―１

株式会社ＲＩｚａｉｍ

代表取締役　松田　藍

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	42,708,309
	固定資産	28,928,416
	合計	71,636,725
負債及び純資産の部	流動負債	104,430,913
	固定負債	238,246,199
	株主資本	△271,040,387
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△281,040,387
	その他利益剰余金	△281,040,387
	（うち当期純損失）	(189,455,368)
	合計	71,636,725

第９期決算公告

令和８年１月13日

京都市山科区御陵封ジ山町７番地57

フジ・エステート株式会社

代表取締役　藤原　里映

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	138,296,023
	固定資産	1,219,669,799
	合計	1,357,965,822
負債及び純資産の部	流動負債	8,340,729
	固定負債	1,279,442,072
	株主資本	70,183,021
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	69,183,021
	その他利益剰余金	69,183,021
	（うち当期純利益）	(4,583,348)
	合計	1,357,965,822

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷一番地七七

（甲）メディアプレス瀬戸内株式会社

代表取締役　関　宏晃

広島県尾道市美ノ郷町本郷一番地七七

（乙）メディア発送株式会社

代表取締役　山内　雅樹

第17期決算公告

令和８年１月13日

広島県尾道市美ノ郷町本郷１番地77

メディア発送株式会社

代表取締役　山内　雅樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,396
	固定資産	3,274
	合計	61,670
負債及び純資産の部	流動負債	20,630
	固定負債	4,367
	株主資本	36,672
	資本金	5,000
	利益剰余金	31,672
	その他利益剰余金	31,672
	（うち当期純利益）	(1,492)
	合計	61,670

第17期決算公告　令和８年１月13日

広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷１番地77

メディアプレス瀬戸内株式会社

代表取締役　関　宏晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	666,613
	固定資産	28,724
	合計	695,338
負債及び純資産の部	流動負債	194,078
	固定負債	22,173
	株主資本	479,087
	資本金	50,000
	利益剰余金	429,087
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	416,587
	（うち当期純利益）	(18,324)
	合計	695,338

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八十万四千五百七十二円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十三日

福井市川合鷲塚町第三九号一一番地
株式会社ホームセンターみつわ
代表取締役　山本　丈雄

第 50 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　福井市川合鷲塚町第39号11番地
株式会社ホームセンターみつわ
代表取締役　山本　丈雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,174,213	流動負債	2,016,108
固定資産	2,000,279	固定負債	1,294,046
		従業員退職給付引当金	71,898
		役員退職給付引当金	91,269
		株主資本	864,337
		資本金	30,000
		資本剰余金	111,268
		資本準備金	54,634
		その他資本剰余金	56,634
		利益剰余金	723,069
		その他利益剰余金	723,069
		（うち当期純利益）	(42,605)
合計	4,174,492	合計	4,174,492

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の大分工場における生産・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです

（乙）https://www.ym-c.co.jp

令和八年一月十三日

福岡県行橋市大字稲童四六六番地の一
（甲）株式会社ＨＫシートメタルテック
代表取締役　村田　文宏

福岡市博多区東那珂一丁目一四番二〇号
（乙）安川メカトレック株式会社
代表取締役　末松九機株式会社
則一　栄

決　算　公　告

令和８年１月13日　福岡県行橋市大字稲童466番地の１
株式会社ＨＫシートメタルテック
代表取締役　村田　文宏

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	881,207	流動負債	285,339
固定資産	339,820	賞与引当金	32,820
		固定負債	24,658
		退職給付引当金	19,167
		前払退職引当金	5,491
		株主資本	911,029
		資本金	10,000
		資本剰余金	7,690
		利益剰余金	893,339
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	890,839
		（うち当期純利益）	(371,283)
資産合計	1,221,027	負債・純資産合計	1,221,027

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）（丙）（丁）次のとおりです。

また、乙及び丙及び丁の株券を有する方は、株券提出日である令和八年二月二十四日までに乙の株券については乙に、丙の株券については丙に、丁の株券については丁にご提出ください。

令和八年一月十三日

東京都港区赤坂九丁目七番二号ミッドタウン・イースト四階
（甲）株式会社ＩＧ６
代表取締役　氏原工太郎

東京都練馬区中村北一丁目一番一六号ジュネス練馬二Ｆ
（乙）株式会社Ｔ’ｓ ｇｒｏｕｐ
代表取締役　長沢　拓

東京都大田区西蒲田五丁目二七番一三号ＫＳビル四Ｆ
（丙）株式会社Ａｌｕ Ｗｅｌｔ
代表取締役　若宮　稔剛

神奈川県横須賀市大滝町二丁目一〇番地藤掛ビル二階
（丁）株式会社Ａ＆Ｍ
代表取締役　若宮　稔剛

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
東京都大田区西蒲田五丁目27番13号
ＫＳビル４Ｆ
株式会社Ａｌｕ Ｗｅｌｔ
代表取締役　若宮　稔剛

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,657
	固定資産	128,157
	繰延資産	1,051
	資産合計	182,865
負債及び純資産の部	流動負債	20,069
	固定負債	78,860
	株主資本	83,936
	資本金	1,000
	利益剰余金	82,936
	その他利益剰余金	82,936
	（うち当期純利益）	(15,196)
	負債・純資産合計	182,865

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月13日
神奈川県横須賀市大滝町二丁目10番地
藤掛ビル２階
株式会社Ａ＆Ｍ
代表取締役　若宮　稔剛

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,225
	固定資産	29,777
	資産合計	79,002
負債及び純資産の部	流動負債	9,364
	固定負債	26,361
	株主資本	43,277
	資本金	1,000
	利益剰余金	42,277
	その他利益剰余金	42,277
	（うち当期純利益）	(11,623)
	負債・純資産合計	79,002

第 11 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

東京都練馬区中村北一丁目１番16号ジュネス練馬２Ｆ
株式会社Ｔ’ｓ ｇｒｏｕｐ
代表取締役　長沢　　拓

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	142,364	流動負債	35,177
固定資産	85,870	固定負債	136,027
		株主資本	57,030
		資本金	10,000
		利益剰余金	47,030
		その他利益剰余金	47,030
		（うち当期純利益）	(19,046)
資産合計	228,234	負債・純資産合計	228,234

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

福岡市中央区今泉一丁目17―16―１

ＧＲＡＮＤＭＩＲＡＧＥ株式会社

代表取締役　西本　哲哉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,521
	固定資産	35,931
	合計	77,453
負純資債及産びの部	流動負債	134,674
	株主資本	△57,221
	資本金	10,000
	利益剰余金	△67,221
	その他利益剰余金	△67,221
	（うち当期純損失）	(98,877)
	合計	77,453

第 13 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

東京都千代田区大手町二丁目２－１－４Ｆ

ライフセキュリティ24株式会社

代表取締役　玉本　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,256
	固定資産	1,794,021
	合計	2,004,278
負純資債及産びの部	流動負債	186,465
	固定負債	1,569,589
	株主資本	248,223
	資本金	9,000
	利益剰余金	239,223
	その他利益剰余金	239,223
	（うち当期純利益）	(123,228)
	合計	2,004,278

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都千代田区大手町二丁目二―一―四Ｆ

（甲）ライフセキュリティ２４株式会社

代表取締役　玉本　哲也

福岡市中央区今泉一丁目一七―一六―一

（乙）ＧＲＡＮＤＭＩＲＡＧＥ株式会社

代表取締役　西本　哲哉

第６期決算公告

令和８年１月13日

東京都新宿区市谷田町２丁目17番地

Ｅｎｔｅｒ　ｔｈｅ　Ｅ株式会社

代表取締役　山下　友美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	0
	固定資産	0
	資産合計	0
負純資債及産びの部	流動負債	2
	固定負債	18
	株主資本	△20
	資本金	10
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	△30
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△30
	（うち当期純利益）	(6)
	負債・純資産合計	0

第18期決算公告

令和８年１月13日

福岡県福岡市中央区天神三丁目１番１号

株式会社ボーダレス・ジャパン

代表取締役　鈴木　雅剛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,646
	固定資産	1,578
	資産合計	3,224
負純資債及産びの部	流動負債	891
	固定負債	484
	株主資本	1,849
	資本金	10
	資本剰余金	△73
	その他資本剰余金	△73
	利益剰余金	1,912
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	1,912
	（うち当期純利益）	(133)
	負債・純資産合計	3,224

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

（甲）株式会社ボーダレス・ジャパン

代表取締役　鈴木　雅剛

東京都新宿区市谷田町二丁目一七番地

（乙）Ｅｎｔｅｒ　ｔｈｅ　Ｅ株式会社

代表取締役　山下　友美

第13期決算公告

令和８年１月13日

東京都千代田区東神田二丁目３番10号

株式会社エデュースキャリアデザイン

代表取締役　木村　克紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,887
	資産合計	12,887
負純資債及産びの部	流動負債	116
	株主資本	12,771
	資本金	20,000
	利益剰余金	△7,228
	その他利益剰余金	△7,228
	（うち当期純利益）	(407)
	負債・純資産合計	12,887

第24期決算公告

令和８年１月13日

東京都千代田区東神田二丁目３番10号

株式会社エデュース

代表取締役　松本雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,090,402
	固定資産	244,313
	資産合計	1,334,715
負純資債及産びの部	流動負債	433,637
	固定負債	161,896
	株主資本	739,181
	資本金	405,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	299,181
	利益準備金	1,760
	その他利益剰余金	297,421
	（うち当期純利益）	(122,366)
	負債・純資産合計	1,334,715

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

東京都千代田区東神田二丁目三番一〇号

（甲）株式会社エデュース

代表取締役　松本雄一郎

東京都千代田区東神田二丁目三番一〇号

（乙）株式会社エデュースキャリアデザイン

代表取締役　木村　克紀

第 5 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

福岡市東区東浜二丁目８番67号

ジャパンフーズ株式会社

代表取締役　阿比留真孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,078
	固定資産	521,908
	合計	552,986
負純資債及産びの部	流動負債	3,542
	固定負債	625,000
	株主資本	△75,556
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△85,556
	その他利益剰余金	△85,556
	（うち当期純損失）	(16,066)
	合計	552,986

第 41 期 決 算 公 告

令和８年１月13日

福岡市博多区博多駅南四丁目２番10号

株式会社ＡＢＣビジョン

代表取締役　阿比留孝行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,610,214
	固定資産	3,970,301
	合計	8,580,515
負純資債及産びの部	流動負債	1,060,544
	固定負債	630,584
	株主資本	6,889,387
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,879,387
	その他利益剰余金	6,879,387
	（うち当期純利益）	(359,746)
	合計	8,580,515

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十三日

福岡市博多区博多駅南四丁目二番一〇号

（甲）株式会社ＡＢＣビジョン

代表取締役　阿比留孝行

福岡市東区東浜二丁目八番六七号

（乙）ジャパンフーズ株式会社

代表取締役　阿比留真孝

決　算　公　告

令和８年１月13日
岡山県備前市日生町大多府139番地
株式会社松和汽船
代表取締役　松井宏一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	466,454
	固定資産	565,425
	合計	1,031,880
負債及び純資産の部	流動負債	128,938
	固定負債	1,169,159
	株主資本	△266,217
	資本金	12,000
	利益剰余金	△278,217
	その他利益剰余金	△278,217
	（うち当期純利益）	（97,695）
	合計	1,031,880

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
（乙）令和八年一月十三日計算書類の公告義務はありません。

岡山県備前市日生町大多府一三九番地
（甲）代表取締役　松井宏一郎
岡山県備前市日生町大多府一三九番地
株式会社松和汽船
代表取締役　松井美枝子

岡山県備前市日生町大多府一三九番地
（乙）有限会社パインリンク
代表取締役　松井美枝子

第７期決算公告

2025年12月19日
愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
小林クリエイトホールディングス株式会社
代表取締役　小林　友也

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	26
	固定資産	4,043
	資産合計	4,070
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	4,068
	資本金	10
	資本剰余金	3,952
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	3,950
	利益剰余金	106
	その他利益剰余金	106
	（うち当期純利益）	（34）
	負債・純資産合計	4,070

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
令和八年一月十三日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号
（甲）小松川化工機株式会社
代表取締役　太田　光治
東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号
（乙）株式会社オートマチック・システムリサーチ
代表取締役　太田　光治

第 31 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　　兵庫県尼崎市常光寺一丁目９番１号
株式会社エーエスオー
代表取締役　杉本　一彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	496,470	流動負債	117,660
固定資産	140,218	賞与引当金	62,440
		固定負債	28,069
		退職給付引当金	20,309
		役員退職慰労引当金	7,760
		株主資本	490,959
		資本金	50,000
		利益剰余金	440,959
		利益準備金	9,700
		その他利益剰余金	431,259
		（うち当期純利益）	（47,724）
資産合計	636,689	負債・純資産合計	636,689

第 79 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　　東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
小松川化工機株式会社
代表取締役　太田　光治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,569,917	流動負債	1,252,512
固定資産	849,270	賞与引当金	77,795
		製品保証引当金	9,600
		固定負債	62,338
		株主資本	2,104,336
		資本金	100,000
		利益剰余金	2,011,836
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,986,836
		（うち当期純利益）	（140,131）
		自己株式	△7,500
資産合計	3,419,187	負債・純資産合計	3,419,187

第 19 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　　愛知県常滑市栄町二丁目58番地
株式会社エーシーオー
代表取締役　杉本　弘樹

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,037,252	流動負債	438,975
固定資産	127,350	賞与引当金	52,659
		固定負債	11,645
		退職給付引当金	7,190
		役員退職慰労引当金	4,455
		株主資本	713,982
		資本金	30,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	593,982
		その他利益剰余金	593,982
		（うち当期純利益）	（92,303）
資産合計	1,164,603	負債・純資産合計	1,164,603

第 57 期 決 算 公 告

令和８年１月13日　　東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
株式会社オートマチック・システムリサーチ
代表取締役　太田　光治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	200,024	流動負債	141,120
固定資産	3,400	賞与引当金	13,570
		株主資本	62,304
		資本金	27,000
		利益剰余金	35,304
		その他利益剰余金	35,304
		（うち当期純利益）	（25,059）
資産合計	203,424	負債・純資産合計	203,424

第 24 期 決 算 公 告

2026年１月13日
札幌市中央区大通西10丁目４番14号南大通ビル２Ｆ
株式会社インターパーク
代表取締役　船越　裕勝

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	242,331	流動負債	212,215
固定資産	62,272	固定負債	91,082
		株主資本	1,152
		資本金	20,000
		資本剰余金	275
		資本準備金	275
		利益剰余金	△19,123
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	△19,323
		（うち当期純利益）	（29,657）
		新株予約権	153
資産合計	304,604	負債・純資産合計	304,604